製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800436 2018-1226 2018/10/04 （事故発生地） 鹿児島県	エアコン	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 （火災）	○事故発生当日は台風の影響で強風が吹いており、当該住宅の引込線の中性線が切れた。○当該製品は、事故発生時使用していなかった。○当該製品は側面のコントローラーボックスを中心に外郭の半分程度が焼損していた。○コントローラーボックス内の基板上にあるパワーリレー付近の焼損が著しく、パワーリレー近傍のバリスターが焼損して素子部が溶融していた。○パワーリレー近傍の内部配線が断線し、溶融痕が認められたが、外力の加わらない位置であることから二次痕と判断した。○パワーリレー等のその他の電気部品に異常は認められなかった。●台風の影響で当該住宅の引込線の中性線が切れたため、家庭内の電気製品にかかる電圧バランスが崩れて当該製品内部に過電圧が加わり、電気部品が破損した際の火花が周囲の可燃物に着火して出火したものと推定される。 （Ｆ１）	(受付:2018/11/01)
A201800578 2018-1609 2018/12/14 （事故発生地） 宮崎県	パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、外郭の天面にすすが付着していた。○当該製品は、内部基板上のパワーモジュール直流入力端子付近が焼損していた。○事故発生の前日に当該製品を設置した際、施工事業者が入力側の直流端子と出力側の交流端子を逆に接続したまま通電し、その後、正しい接続に戻していた。○正常に設置されていれば積算が始まっているはずの発電量がゼロだった。●当該製品は、施工事業者が設置時に誤って直流端子と交流端子を逆に接続したため内部でパワーモジュールが短絡した状態となり、太陽電池モジュールの発電量が増加した際に短絡した直流端子付近が異常発熱し、事故に至ったものと推定される。　なお、施工要領書には、「太陽電池モジュールからの直流と系統からの交流の接続配線に間違いがないか確認する。接続を間違えると故障する恐れがある。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2018/12/27)
A201800632 2018-1656 2019/01/03 （事故発生地） 福岡県	電気温水器	寮で当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は制御装置が全体的に焼損し、ヒーター用リレーのケースは大部分が焼失していた。○ヒーター用リレーは２００Ｖヒーター側の樹脂が灰化しており、固定接点及び可動接点が著しく荒れていた。○当該製品は過去に後継品のヒーター用リレーに交換されていたが、修理時期、修理事業者等は不明であった。○当該製品は事故発生の約半年前から異音とともにヒーター用リレーが頻繁にオンオフ動作を繰り返しており、事故発生の３日前に製造事業者が指定していない修理事業者が湯温センサーを交換したが、ヒーター用リレーの動作原因については特定できず、交換後も異音が発生していた。○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品のヒーター用リレーがチャタリング（接点が頻繁にオンオフを繰り返す状態）を起こした際、修理業者がリレーの交換を行わなかったため、チャタリングが継続して接点部が異常発熱し、リレーケース等が焼損したものと推定される。 （Ｄ２）	(受付:2019/01/17)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　　名	事　故　通　知　内　容	事　　故　　原　　因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800825 2019-0018 2019/01/11 （事故発生地） 熊本県	電気給湯機（ヒートポンプ式）	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○屋外に設置されていた当該製品のヒートポンプユニット及び貯湯ユニットをつなぐ樹脂製電線管、周辺の樹脂製給湯配管等が焼損していた。○焼損していた樹脂製電線管内部を通っていたＶＶＦケーブル３芯のうち２芯に小動物によるかみ跡が認められた。○かみ跡が認められたＶＶＦケーブルは施工業者が調達、施工したものであった。○ヒートポンプユニット及び貯湯ユニットに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品のヒートポンプユニット及び貯湯ユニットに出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/28)
A201800829 2019-0021 2019/03/15 （事故発生地） 大阪府	リチウム電池内蔵充電器（喫煙具用）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生時、当該製品は充電中であり、電源側から、付属の純正ＡＣアダプター、非純正のｍｉｃｒｏＵＳＢ充電ケーブル、付属の変換アダプター（ｍｉｃｒｏＵＳＢをＵＳＢ－ｔｙｐｅＣに変換するアダプター）、当該製品の順番に接続されており、変換アダプター付近が焼損していた。○当該製品本体内部の制御基板や動作に異常は認められなかった。○変換アダプターは外郭樹脂が変形、変色し、当該製品側コネクター（ＵＳＢ－ｔｙｐｅＣオス）内部が焦げていたが、接点部に溶融、変形等は認められなかった。○当該製品内部に動物の体毛と考えられる異物が複数混入していた。○使用者は室内でペット（猫８匹、犬１匹）を飼育していた。○事故発生時に使用されていたＡＣアダプター内部に液体が浸入し、部品が腐食した痕跡が認められた。●当該製品は、本体の動作に異常が認められず、充電コネクターと変換アダプターの接点部にも溶融、変形等が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/28)
A201900023 2019-0093 2018/09/08 （事故発生地） 北海道	発電機（携帯型）	一酸化炭素中毒により１名が死亡し、現場に当該製品があった。 （死亡 CO中毒）	○使用者は一人暮らしで、停電のため居室内で当該製品を使用していた。○当該製品は停止していたが、燃料は残っており、正常に運転することが確認された。○居室は密閉状態であった。●使用者が当該製品を換気の不十分な屋内で使用したため、排気ガスが滞留し、一酸化炭素濃度が上昇して事故に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「排気ガス中毒のおそれがあるため、排気ガスがこもる場所で使用しない。排気ガスは一酸化炭素等の有害成分を含んでいる。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/04/08)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900062 2019-0190 2019/03/12 （事故発生地） 兵庫県	介護ベッド（車いす付）	当該製品の車いす部分を使用中、当該製品の肘掛けが下がり、転落し、頭部を負傷した。 （重傷）	○施設職員が当該製品を車いす状態にし、被介護者（使用者）を乗せて旋回したところ、使用者が転落した。○当該型式品は、ベッドの一部を分離して車いすとして使用可能な製品であり、下部に収納された肘掛けを持ち上げると底部の接続ロックが解除され、ベッド本体から車いすが分離される構造であった。○車いすとして使用の際、肘掛けは最大高さまで持ち上げた状態でのみロックが掛かり、肘掛け外側のレバーを引くことでロックが解除できる仕様であった。○事故発生時、使用者に厚手のブランケットが掛けられていたことから、肘掛けと座面の隙間にブランケットをかみ込ませたところ、ロックが掛かっていなくても肘掛けが下がらないことがあり、使用者はこの状態をロックされていると誤認したと考えられた。○施設職員が車いす部分を後ろから押す際、身長が低いと目線が背もたれに遮られるため肘掛けの状態が確認できないと考えられた。○使用者は要介護５であり、自分では体を動かすことができない状態であった。●当該製品に異常は認められず、施設職員が車いす部分の肘掛けと座面の隙間にブランケットがかみ込んで肘掛けが下がらなかった状態をロックされていると誤認し、移動時の振動等により意図せず肘掛けが下がったことにも気付かず車いすを旋回させたため、被介護者である使用者が転落したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「被介護者の車いす搭乗時は転落の恐れがあるため必ず肘掛けを上げて使用する。」、「肘掛けが固定されていることを確認する。」旨、警告表示されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/04/22)
A201900073 2019-0228 2019/04/12 （事故発生地） 神奈川県	オーブントースター	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を出力８００Ｗ、タイマーを１分に設定して使用中、電源プラグの付け根付近から出火した。○当該製品本体に焼損は認められなかった。○電源プラグのコードプロテクター部で電源コードが断線し、片極の芯線に溶融痕が認められた。○電源プラグと電源コードのカシメ接続部に異常は認められなかった。○負荷側の電源コード断線部の近くに屈曲した痕跡が認められた。○電源コードの被覆に硬化、ひび割れ等は認められなかった。○当該製品は棚の中に設置され、毎日使用されていたが、設置状態における電源コードの取り回し状況や電源プラグ付け根付近の状態は特定できなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、電源プラグのコードプロテクター部に過度な外力が加わったため、電源コードが断線、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/25)
A201900077 2019-0177 2019/04/09 （事故発生地） 福岡県	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の正面操作パネル及び本体底面が焼損していた。○正面操作パネル内の操作基板及び本体底面のターンテーブルモーターに出火の痕跡は認められなかった。○庫内から出火した痕跡は認められず、また、電源基板、高圧トランス等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時、事故発生現場には誰もおらず、当該製品が運転状態であったかも含め、詳細な状況は確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/25)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900147 2019-0412 2019/05/23 （事故発生地） 茨城県	発電機（携帯型）	工事現場で当該製品を電気製品の電源として使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、解体工事現場においてコアドリルの電源として当該製品を使用していたところ、約１時間後にエンジンが停止し、再始動してから約１時間後に再度エンジンが停止したため、再々始動のために約３０回リコイルスタートさせたところ、当該製品から出火した。○使用者は、事故発生前日及び当日の出火前に当該製品のエアクリーナー付近から燃料漏れがあることを知りながら使用していた。○当該製品は、キャブレター及びエアクリーナー周辺に著しい焼損が認められた。○燃料タンクの外郭に損傷は認められないが、燃料タンク内に水が混入しており、さびが発生していた。○キャブレター内にさびが認められた。○事故発生時、エアクリーナーのカバー及びエレメントが外されていたが、他の部品の欠落やねじの緩み等は認められなかった。○燃料タンクからキャブレターまでの送油経路に燃料漏れとなるような損傷は認められなかった。○燃料タンクの蓋及びフロート室内のフロートに異常は認められなかった。○エンジン及び発電機に異常は認められず、操作盤の配線部等の電気系統に短絡痕は認められなかった。●当該製品は、使用者がエアクリーナーのカバー及びエレメントを外して使用していたこと並びにエアクリーナー付近の燃料漏れを認識しながら当該製品を使用したため、エアクリーナーから漏れ出て気化した燃料が、リコイルスタート時にマフラー排気口から出た逆火で引火し、火災に至ったものと推定される。また、長期使用（１４年）により、燃料タンク内に水が混入したため、燃料タンク内で発生したさびがキャブレターに混入して、燃料の流入口を塞いで燃料オーバーフローが発生していたことも、事故発生に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「運転前ごとに燃料漏れがないかを点検する。」、「エアクリーナーのエレメントを外したまま使用することは絶対にしない。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/05/30)
A201900148 2019-0413 2019/05/18 （事故発生地） 東京都	サーキュレーター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の底部の樹脂製外郭に焼損が認められた。○当該製品上部の樹脂製外郭及び樹脂製ファンに溶融及び変形は認められなかった。○ファンモーター及び首振りモーターに異常は認められなかった。○電源プラグ、電源コード、内部の接続配線及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時、当該製品の電源は入っていなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/30)
A201900197 2019-0573 2019/05/26 （事故発生地） 東京都	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が火傷を負った。 （火災）	○当該製品を充電するために、ACアダプターに接続したＵＳＢケーブルのマイクロＵＳＢコネクターを当該製品の充電コネクターに接続したところ異臭がしたため、ケーブルを抜く際、指に火傷を負った。○当該製品とＵＳＢケーブルの接続部に焼損が認められた。○当該製品の充電コネクターの電源端子に溶融が認められた。○充電コネクターには、大量の繊維状の異物が詰まっており、一部が焼損していた。○充電コネクターを交換し充電を行ったところ、正常に充電された。○ＵＳＢケーブルは、当該製品との接続部に焼損が認められたが、端子に溶融等の異常は認められなかった。●使用者が当該製品の充電コネクター内部に大量のほこりが詰まっているにもかかわらず、ＵＳＢケーブルを接続して充電しようとしたために、内部に付着した異物によって短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「充電端子内部にほこりが入らないようにする。火災、火傷などの原因になる。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/06/17)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900201 2019-0577 2019/06/04 （事故発生地） 大分県	ウォーターサーバー	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900207と同一事故） （火災）	○当該製品は、専用ボトルを天面の給水口に装着し、圧縮機とヒーターで作った冷水、温水を各コックから出水する製品である。○当該製品の焼損は著しく、鋼板製外郭の表面塗装が焼損し、樹脂製部品の大部分が焼失していた。○当該製品の電源コードが複数箇所で断線し、溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わらない位置であった。○圧縮機、ヒーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品横に置かれていた他社製の空気清浄機が著しく焼損していたが、使用者が廃棄していたため、確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/18)
A201900241 2019-0659 2019/06/22 （事故発生地） 千葉県	ノートパソコン	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品はヒンジ側を中心に焼損し、キーボードと液晶ディスプレイ等の樹脂が溶融、焼損していた。○マザーボードはバッテリーパック側に焼損が認められたが、基板に穴空き等はなく、基板上の部品からも出火した痕跡は認められなかった。○バッテリーパックの樹脂製外郭は一部が焼損しており、６個のリチウムイオン電池セルのうち２個が著しく焼損していた。○ＡＣアダプター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○使用者が通信販売で購入し当該製品に取り付けていた非純正バッテリーパックは、内蔵されている電池セルの数及び表示ラベルが純正品と異なっているほか、事業者名等の詳細は不明である。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/02)
A201900245 2019-0631 2019/06/08 （事故発生地） 熊本県	イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）	車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、リチウムポリマー電池セルを内蔵したコードレス式イヤホンであった。○当該製品は外郭の大部分が焼損していたが、電池セルは電圧が残っており、出火の痕跡は認められなかった。○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/04)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900250 2019-0674 2019/06/21 （事故発生地） 香川県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は当該製品を廃棄する予定で、約１年半前から屋外の軒下外壁に立て掛けて放置しており、事故発生当日は雨が降っていた。○当該製品は、ハンディユニットの焼損が著しく、本体の樹脂製ハンドル部は消失していた。○ハンディユニット内の円筒形リチウムイオン電池セルは全てが回収できておらず、確認できなかった。○制御基板は、電源入力側から電池セルの正極側リード線接続部へのパターンの一部及び電池セルの電圧検知用のリード線接続部付近の銅箔が消失していた。○モーター、内部配線等その他残存する部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品を長期間屋外に放置したため、雨水等が当該製品内部に浸入して制御基板に付着し、円筒形リチウムイオン電池セルの電圧検知用リード線接続部間でトラッキング現象を生じて、電池セルが短絡して発熱し、出火に至ったものと推定される。 （Ｅ２）	(受付:2019/07/05)
A201900266 2019-0706 2019/06/29 （事故発生地） 東京都	エアコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は電装部周辺の焼損が著しかった。○ファンモーターは、コネクター接続部の焼損が著しく、電源ピン（ＤＣ１４０Ｖ）は一部溶融し、ＧＮＤピンは溶断していた。○ファンモーターコネクターのリード線は、電源端子（ＤＣ１４０Ｖ）に金属塊が付着し、ＧＮＤ端子はファンモーターのＧＮＤピンが固着した状態で、一部に溶融が認められた。○ファンモーターコネクター部付近から、当該製品には含まれないカリウム及びマグネシウムが検出された。○端子台、ルーバーモーター、制御基板、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生の９か月前にエアコン洗浄業者が当該製品の洗浄を行っていた。●当該製品は、エアコン洗浄業者による洗浄作業の際に、洗浄剤がファンモーターのコネクター端子に付着したため、端子間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。　なお、（一社）日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。 （Ｄ２）	(受付:2019/07/12)
A201900276 2019-0739 2019/06/28 （事故発生地） 埼玉県	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品の庫内に、紙皿と水の入ったペットボトルを置いて加熱していた。○当該製品の外観に焼損は認められなかった。○庫内は一部に汚れの付着が認められたが、すすは付着していなかった。○紙皿の縁が炭化し、ペットボトル容器が溶融し、変形していた。○当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、正常に動作した。●当該製品に異常は認められず、使用者が庫内に紙皿を置き、その上に水の入ったペットボトルを置いて加熱したため、庫内で紙皿が炭化して異常発熱し、ペットボトルが溶融したものと推定される。　なお、取扱説明書にはレンジで使えない容器として、紙製品が記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/07/18)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900281 2019-0744 2019/06/30 （事故発生地） 愛知県	エアコン	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は全て焼失していた。○ファンモーターの焼損は著しく、電源端子とコネクターの接続端子(ＤＣ２８０Ｖ)に溶融痕が認められた。○ファンモーターのコネクター部から、カリウム及びマグネシウムが検出された。○電源コード、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は２年ごとにエアコン洗浄業者による洗浄を実施しており、直近では事故発生の２週間前に実施していた。●当該製品は、エアコン洗浄業者による不適切な洗浄により洗浄液がファンモーターのコネクター部に付着し、端子間でトラッキング現象が生じたため出火に至ったものと推定される。　なお、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。 （Ｄ２）	(受付:2019/07/19)
A201900287 2019-0771 2019/07/09 （事故発生地） 埼玉県	直流電源装置（照明器具用）	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を接続した照明器具に不点灯が生じたことから確認すると、当該製品端子台の樹脂製外郭が電線挿入口で焼損し、送り配線の１本が端子台から外れ、被覆が著しく焼損していた。○著しく焼損した配線の芯線に線径の減少、表面の荒れが認められたほか、端子台内部のステンレス製錠ばねの電線挿入口側に溶融、穴空きが生じていたが、変形は認められなかった。○著しく焼損した配線と同じ端子金具に接続されていた別の電線を固定する錠ばねはばね性を失い、電線を端子に挿入した状態の形状に変形していた。○その他の電気部品に焼損は認められず、端子台を交換して電源を接続したところ、正常に動作した。○当該製品は、複数の照明器具を接続するために送り配線用の接続部を有しており、送り配線は設置時に作業者が用意して施工するものであった。○事故発生場所では３か月前にも同様な直流電源装置の焼損事故が発生しており、事故の後、点検が行われていたが、作業内容の詳細は確認できなかった。●当該製品の設置、施工の際、送り配線の速結端子への挿入が不十分であったため、配線と接続金具の接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「電源線、アース線の被覆は指定の長さにむき、１本ずつ確実に差し込む。差し込み不十分は、感電、火災の原因になる。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/07/22)
A201900288 2019-0772 2019/07/07 （事故発生地） 埼玉県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○異臭がしたので確認すると、当該製品を立てかけていた壁が燃えていた。○当該製品は、外郭が著しく焼損していた。○モーター、モーター制御基板及び付属の充電器に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは円筒形リチウムイオン電池セル間接続板の形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックの６個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち１個は内部の電極箔が噴出し、外装缶に潰れが認められ、他の３個の電池セルも損傷していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/22)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900290 2019-0774 2019/06/15 （事故発生地） 東京都	電気湯沸器	使用者（８０歳代）が当該製品を使用中、当該製品からお湯が噴出し、火傷を負った。 （重傷）	○使用者が、当該製品に水を半分ほど入れた状態で湯を沸かしていると、蓋の周りより「ブクブク」と音がし、湯があふれ出した。○本体上部の蓋のフックかかり部及びヒンジ部に破損は認められなかった。○蓋セットのフック部及びヒンジ部に割れ、欠け等は認められなかった。○蓋セットの蒸気経路には、蒸気の流れを阻害するような破損及び異物の付着は認められなかった。○吐出経路に水の流れを阻害するような破損及び異物の付着は認められなかった。○容器内部にタンパク質及び脂質を含む異物が混入しており、異物が入った状態で湯沸かしを行うと泡の発生が認められた。○当該製品で異物を取り除いた状態で、満水状態で湯沸かしをおこなったところ、沸騰すると保温モードに切り替わり、製品性能に異常は認められなかった。○同等品の吐出口及び蒸気口を塞いだ状態で、家庭用台所洗剤を滴下して湯沸かしを行ったところ、容器内に泡が発生することで蓋が開き、湯が噴き出ることが認められた。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品の容器内部に異物を混入した状態で湯沸かしを行ったことにより、蓋が開いたものと推定される。　なお、当該製品の本体表示及び取扱説明書には、「水以外のものを入れない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/07/23)
A201900294 2019-0757 2019/05/25 （事故発生地） 福岡県	電気冷凍庫	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 （火災）	○事故発生時、建物内は無人であった。○建物内に置かれていた当該製品は、延長コードを介して屋外の壁コンセントに接続されていた。○当該製品の焼損は著しく、全体的に焼損していた。○当該製品内部の基板、圧縮機等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コード及び電源プラグは確認できなかったが、周囲の焼損状況は当該製品の電源コード及び電源プラグからの出火を示していなかった。●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/24)
A201900303 2019-0799 2019/07/17 （事故発生地） 三重県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。○当該製品は、樹脂製外郭が焼損していた。○モーター、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパック内部の電池セル６個のうち２個が焼失し、確認できた４個はいずれも缶体が著しく焼損し、うち２個の電池セルは内部電極が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/25)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900309 2019-0803 2019/07/18 （事故発生地） 三重県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20190783と同一事故） （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。○当該製品は、バッテリーパック取付部分が焼損していた。○モーター、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックはリチウムイオン電池セル間接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックの電池セル６個のうち４個が焼損しており、いずれも内部電極が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/07/26)
A201900339 2019-0870 2019/07/22 （事故発生地） 神奈川県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は外郭樹脂が焼失していた。○ファンモーターは原形はとどめているものの、コネクター端子部が著しく焼損していた。○ファンモーターリード線５本全てがコネクター部から脱落しており、電源端子である１番（ＤＣ１４０Ｖ）及び３番端子（ＤＣ１４０Ｖ)が溶融していた。○コネクター部の１番から３番端子付近の焼損が著しく、空端子である２番端子が焼失していた。○焼損したファンモーターコネクター部から、エアコン洗浄剤に含まれるカリウム、ナトリウム等の導電性成分が検出された。○電源コード、端子板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○過去に集合住宅管理会社が、当該製品の洗浄を行っていた。○当該製品は前面グリルで電源箱を遮蔽しており、ファンモーターは電源箱の奥に取り付けられているため、容易に導電性成分物質は浸入しにくい構造であった。●当該製品は、ファンモーターコネクター部にエアコン洗浄剤が付着したため、トラッキング現象が生じて出火したものと推定される。　なお、事業者のホームページでは、「エアコン内部の洗浄は、正しい洗浄剤の選定と洗浄方法で行わないと発煙、発火する恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。また、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「エアコン内部の洗浄は、誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。 （Ｄ２）	(受付:2019/08/06)
A201900341 2019-0871 2019/07/20 （事故発生地） 大分県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、翌日に当該製品から出火した。○当該製品には非純正バッテリーパックが取り付けられており、バッテリーパック取付け部周辺が焼損していた。○バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セル６個が焼損し、２個の外装缶が開裂して内部電極の大部分が噴出及び焼失していた。○モーター、ＡＣアダプター等のその他の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/06)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900343 2019-0872 2019/07/25 （事故発生地） 福岡県	電気掃除機（充電式、スティック型）	学校で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、約４時間後に当該製品から出火した。○当該製品には非純正バッテリーパックが取り付けられており、バッテリーパック取付け部周辺が焼損していた。○バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セル６個が焼損し、３個の外装缶が開裂して内部電極の大部分が噴出及び焼失していた。○モーター、ＡＣアダプター等のその他の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/06)
A201900352 2019-0888 2019/07/09 （事故発生地） 千葉県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が当該製品に取り付けられていたバッテリーパックにＡＣアダプターを接続して充電した際、出火した。○当該製品に取り付けられていたバッテリーパックは、ネット通販で購入した他社製の非純正バッテリーパックであった。○当該製品の焼損が著しく、ほとんど原形をとどめていなかったが、ＡＣアダプター、モーター、接続リード線及びモーター基板に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックの外郭樹脂ケースが焼失し、内部のリチウムイオン電池セルは６個のうち５個が封口体が外れて内容物が噴出し著しく焼損していた。○バッテリーパックの制御基板が焼損して部品の脱落が認められたが、銅箔パターンの溶融痕及び基材の穴空きは認められなかった。○非純正バッテリーパックの同等品には、電池セル内部の電極体の巻きずれや、不十分な電圧監視機能等の問題が認められた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/08)
A201900361 2019-0897 2019/07/21 （事故発生地） 埼玉県	携帯電話機（スマートフォン）	施設で当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が火傷を負った。（A201900575と同一事故） （火災）	○商業施設において、使用者がズボンの前左ポケットに当該製品を入れていたところ、当該製品に装着したバッテリーパックから出火してズボンに着火し、左手及び左足に火傷を負った。○当該製品は、本体のバッテリーパック装着部、バッテリーパック及び背面カバーの一部が焼損していたが、バッテリーパックを替えたところ、正常に動作した。○バッテリーパックは、ガス排出弁が純正品の位置になく、ＮＦＣアンテナもないことから、非純正バッテリーパックであった。○バッテリーパックは、外装缶に膨張及び凹みが認められたほか、上部からリチウムイオン電池セルの電極体が飛び出し、著しく焼損していた。●当該製品に出火の痕跡は認められず、当該製品に装着していた非純正バッテリーパックのリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/09)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900365 2019-0904 2019/04/25 （事故発生地） 愛知県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20190219と同一事故） （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。○当該製品は、バッテリーパック取付部分が焼損していた。○モーター、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは、内部の円筒型リチウムイオン電池セル間の接続板形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックの電池セル６個は焼損し、うち５個は内部電極が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/13)
A201900379 2019-0922 2019/08/06 （事故発生地） 沖縄県	ノートパソコン	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品付近から出火した。○当該製品は、本体とバッテリーパックのコネクター接続部付近が焼損し、バッテリーパック側のコネクターピンが一部溶融、焼失していたほか、バッテリーパック基板の一部もピンの根元付近で溶融、焼失していた。○焼損部付近の外郭及び内部に液体が付着した痕跡が認められ、分析の結果、加糖系飲料の成分に近い特徴を示した。○当該製品のその他の電気部品、ＡＣアダプターに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に液体が付着した経緯が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、液体によってバッテリーコネクター接続部での短絡が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/16)
A201900380 2019-0923 2019/08/04 （事故発生地） 千葉県	電気洗濯乾燥機	当該製品を使用中、当該製品内部の洗濯物を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が洗濯ネット又は洗濯キャップを使用せずに、当該製品の洗濯槽に大型の洗濯物（毛布２枚、布団カバー１枚）を複数入れて乾燥運転を開始したところ、５～１０分で警告音が鳴って停止し、洗濯槽の中の洗濯物が焦げて溶着していた。○当該製品は、洗濯槽上部の連結パッキンに全周にわたって溶融が認められた。○直近のエラー履歴は、脱水運転等の高速回転時に負荷が大きい等の理由で洗濯槽の回転数が低下した場合に発報するエラーであった。○外観及びその他の電気部品に異常は認められなかった。○同等品を用いて再現実験を実施した結果、布団カバー及び毛布が連結パッキンの位置まで浮き上がると、衣類との摩擦によって連結パッキンが溶融し、衣類の一部に焦げが生じた。●使用者が洗濯ネット又は洗濯キャップを使用せずに、同時に複数の大型の洗濯物を乾燥運転したことにより、高速運転時に洗濯物が洗濯槽からはみ出し、摩擦熱で樹脂製部品の一部が溶融して洗濯物が焦げたものと推定される。 なお、取扱説明書には、「毛布コースで洗濯するときは、必ず別売りの洗濯キャップや大型毛布用丸型ネットを使う。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/08/16)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900383 2019-0925 2019/08/09 （事故発生地） 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○異音がしたので確認すると、運転中の当該製品から発煙していた。○当該製品は、正面の樹脂製カバー及びファンが焼失し、背面のアルミ放熱フィンの一部に溶融が認められたが、側面の電装カバーに焼損は認められなかった。○圧縮機は、胴部に巻かれている防音用不織布の一部が焼損していたが、本体及び端子部に焼損は認められなかった。○インバーター基板は焼損し、一部の部品が脱落していたが、基材は原形をとどめており、銅箔パターン及び電気部品に欠損はなく、出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター、四方弁、端子台、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生現場にライターの部品があったが、事故発生時の詳細な状況等は特定できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/16)
A201900409 2019-0975 2019/08/14 （事故発生地） 静岡県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を延長コードに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。○当該製品は、バッテリーパック取付部分が焼損していた。○モーター、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは、内部の円筒型リチウムイオン電池セル間の接続板形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックの電池セル６個は焼損し、うち５個は内部電極が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/23)
A201900410 2019-0976 2019/07/05 （事故発生地） 愛知県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品から出火した。○当該製品の樹脂製外郭は焼損が著しかったが、モーター部の外郭は一部残存していた。○モーター、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックはリチウムイオン電池セル間接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックの電池セル６個は全て焼損し、うち５個は内部電極が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/23)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900418 2019-0998 2019/08/18 （事故発生地） 東京都	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、外郭の一部に焼損及びすすの付着が認められた。○内部の電気部品に焼損は認められなかった。○内外連絡線は、被覆が焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品を運転したところ正常に動作した。○事故直前及び発生時の詳細な状況は特定できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められず、正常に動作したことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/29)
A201900424 2019-1004 2019/06/06 （事故発生地） 千葉県	リチウム電池内蔵充電器	電車内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○かばんの中に入っていた当該製品から、発煙して出火した。○事故発生時、当該製品は使用されておらず、同じかばんの中には、当該製品のほかに、ボールペン又はシャープペンシルが固定されない状態で入っていた。○当該製品は、樹脂製外郭が溶融、焼損し、裏面側から内蔵のリチウムイオン電池セルが露出していた。○電池セルは、端部に損傷が認められたほか、正、負極箔の同じ位置にも損傷が認められた。○負極箔の損傷部端部に溶融が認められ、当該損傷部を起点とする放射状のしわが認められた。○基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○かばんに入っていたボールペン又はシャープペンシルは、ペン先が出た状態となっており、その樹脂部が溶融、焼損していた。○当該製品の金属外郭は合わせ面で溶着する構造となっており、合わせ面に対して釘で押し込んだところ８０Ｎで外郭の溶着部が外れ始めた。●当該製品に局所的な外力が加わったため、内蔵リチウムイオン電池セルの端部が変形して内部短絡が発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/30)
A201900425 2019-1005 2019/08/19 （事故発生地） 宮城県	電気掃除機（充電式、スティック型）	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○就寝中に破裂音がしたので確認すると、当該製品のバッテリー部分から出火していた。○当該製品は、バッテリーパック取り付け部周辺が著しく焼損していた○モーター、モーター制御基板、内部配線及び付属の充電器に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックは樹脂製外郭が焼失しており、回収された内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル４個に焼損が認められ、うち３個は電極体が露出した状態であった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/30)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900427 2019-1007 2019/08/21 （事故発生地） 東京都	電気掃除機（充電式、スティック型）	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、取り付けられていたバッテリーパック及びその周辺に焼損が認められた。○モーター及びモーター制御基板に出火の痕跡は認められなかった。○充電器に出火の痕跡は認められず、出力電圧は正常であった。○バッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板の形状、電極のリード線及び基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックは、６個の電池セルのうち５個が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/30)
A201900428 2019-1008 2019/08/28 （事故発生地） 東京都	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は外郭が全体的に焼損していた。○モーター及びモーター制御基板に出火の痕跡は認められなかった。○充電器に出火の痕跡は認められず、出力電圧は正常であった。○バッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板の形状、電極のリード線及び基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックは、６個の電池セルのうち４個が焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/30)
A201900452 2019-1051 2019/08/20 （事故発生地） 神奈川県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20191020と同一事故） （火災）	○当該製品にネット通販で購入した非純正バッテリーパックを取り付けて充電していたところ、出火した。○当該製品は焼損が著しかったが、ＡＣアダプター、モーター、接続リード線及びモーター基板に出火の痕跡は認められなかった。○非純正バッテリーパックの外郭樹脂ケースが焼失し、内部の円筒形リチウムイオン電池セルは封口体が外れて内容物が噴出し、著しく焼損していた。○非純正バッテリーパックは事故発生の８か月前に購入したもので、事故発生の１か月前頃から充電しても電源がすぐ切れるようになっていた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/05)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900454 2019-1053 2019/08/25 （事故発生地） 神奈川県	接続ケーブル（太陽光発電システム用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○住宅の屋根に設置した瓦一体型の太陽電池モジュールから発煙し、屋根の野地板、太陽電池モジュール、当該製品等を焼損した。○当該製品は、ケーブル、接続コネクター及び接続ボックスで構成され、並列接続した太陽電池モジュール２系統を直列接続し、屋内に引き込む製品である。○当該製品は、電源（太陽電池モジュール）側から約３ｍのケーブルの外装被覆、接続ボックス等が焼失し、ケーブルに断線が認められた。○接続ボックスと負荷側の接続コネクター間のケーブルに認められた断線部は、両極の導線が溶着した状態であった。○残存したケーブルの外装被覆にぜい化は認められなかったが、複数箇所に切れ込みのような損傷が認められた。○損傷箇所は、梱包時に束ねられたケーブル同士が重なる箇所であった。○太陽電池モジュールに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品を開梱及び設置した際、ケーブルの外装被覆を損傷させたため、使用に伴って絶縁性能が低下し、短絡が生じて出火したものと推定される。 （Ｄ１）	(受付:2019/09/05)
A201900455 2019-0961 2019/08/14 （事故発生地） 福岡県	リチウム電池内蔵充電器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は事故発生の約１か月前から使用されておらず、充電もされていなかった。○当該製品は本体外郭が熱影響により変形していた。○当該製品の基板及び内蔵の角形リチウムポリマー電池セルに出火した痕跡は認められなかった。●詳細な事故状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/06)
A201900469 2019-1088 2019/09/01 （事故発生地） 愛知県	電気冷蔵庫	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品背面下部の樹脂製カバーは電源コード口出部付近が焼失し穴が空いていた。○機械室の制御基板及び制御基板ボックスは焼損が著しく、基板の一部は焼失していたが、焼失部の銅箔パターンは残存しており溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○電源プラグは焼損していなかったが、電源コードは本体外側口出部近くで被覆が一部焼失し、複数箇所で断線しており、最も負荷側の断線箇所に溶融痕が認められた。○コンプレッサー、始動リレー、オーバーロードリレー、ファンモーター、霜取ヒーター、庫内灯等の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、電源コードが途中で断線し、溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置でないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/10)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900476 2019-1018 2019/08/30 （事故発生地） 愛知県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、ファンモーター取付け部周辺が焼損していた。○ファンモーターの焼損は著しく、電源端子とコネクターの接続端子(ＤＣ２８０Ｖ)に溶融痕が認められた。○ファンモーターのコネクター部から、カリウム及びナトリウムが検出された。○電源コード、制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は事故発生の１年半前にエアコン洗浄業者による洗浄を実施しており、その後、事故発生の８か月前まで空き家であった。●当該製品のファンモーターのコネクター部に、エアコン洗浄時の洗浄剤が付着したため、コネクター端子間でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと推定される。　なお、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「誤った洗浄剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗浄剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。 （Ｄ２）	(受付:2019/09/12)
A201900488 2019-1059 2019/09/03 （事故発生地） 福岡県	ルーター（充電式）	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 （火災）	○当該製品は電源が切られた状態で衣装ケースの中に保管されており、衣装ケースから火が上がっていた。○当該製品は外郭裏面全体及びバッテリーパック表面の一部に焼損が認められた。○バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルに変形や熱損傷はなく、出火の痕跡は認められなかった。○制御基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に新品のバッテリーパックを装着したところ、正常に起動した。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/17)
A201900490 2019-1141 2019/09/08 （事故発生地） 神奈川県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品本体に焼損は認められず、バッテリーパックが焼損していた。○モーター、モーター制御基板及び付属の充電器に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板及び基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックは、６個の電池セルのうち４個の内部に焼損が認められ、一部の電池セルは内容物が噴出していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/17)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900501 2019-1151 2019/02/14 （事故発生地） 滋賀県	延長コード	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が死亡した。 （火災 死亡）	○当該製品の電源コードの中間部が断線し、溶融痕が認められたが、当該箇所は通常の使用時に屈曲等の応力が加わる位置ではなかった。○電源プラグ及びタップ部に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品が接続されていたコンセントに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品には複数の電気製品が接続されていたが、事故発生時の使用状況を含め、詳細は確認できなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において応力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/20)
A201900502 2019-1099 2019/08/31 （事故発生地） 大阪府	電動工具（ドライバー、充電式）	車両内で当該製品の周辺を溶融する火災が発生した。（A201900503と同一事故） （火災）	○当該製品は充電器及び予備のバッテリーパックとともに専用ケースに収納されて、車両後部に置かれており、専用ケースが著しく焼損していた。○当該製品本体は外郭樹脂の一部が溶融していたが、内部のモーター及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは当該製品本体に装着された状態で外郭ケースの一部が溶融していたが、円筒形リチウムイオン電池セルに出火の痕跡は認められなかった。○充電器は外郭の一部が焼損していたが、内部に出火の痕跡は認められなかった。○専用ケースに収納されていた予備のバッテリーパックは焼損が著しく、原形をとどめておらず、パック内の電池セル１０個のうち、電池セル４個の封口体が脱落し、内部の電極体が著しく焼損して大半が焼失していた。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、予備のバッテリーパックからの出火により延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/20)
A201900542 2019-1246 2019/08/20 （事故発生地） 愛知県	電気こんろ	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品のヒーターの上にはペットボトル等の可燃物が置かれており、当該製品の天面に焼損した可燃物が付着していた。○当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、電源スイッチを押してから、ヒーター操作スイッチを押した後、火力調節スイッチを押すことで初めてヒーターに通電する構造となっているほか、通電から３０分で自動停止するようになっており、全て正常に作動した。○各種イミュニティ試験を実施したが、誤作動は生じなかった。●詳細な事故発生状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/03)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900548 2019-1251 2019/09/24 （事故発生地） 石川県	電気冷凍庫	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は背面下部の焼損が著しかった。○電源プラグは本体上面から約１１ｃｍ上方の壁コンセントに接続されており、電源コードは本体上面とほぼ同じ高さの位置に溶融痕が認められた。○当該製品の正面上部に設置されているコントロール基板は回収されなかったが、低電圧部品のため出火の可能性は低いと考えられた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の本体背面下部の２か所のろう付け溶接部が火災の受熱によって溶融し、冷媒が漏出していた。○当該製品の上面には、フライヤー用の網、樹脂製容器等の雑貨が設置されていた。●当該製品本体に出火の痕跡は認めらず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/03)
A201900553 2019-1255 2019/09/29 （事故発生地） 大阪府	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20191337と同一事故） （火災）	○当該製品に取り付けられていたバッテリーパックは、リチウムイオン電池セル間の接続板の形状から他社製の非純正バッテリーパックであった。○当該製品本体は焼損が著しく、原形をとどめていなかったが、モーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○非純正バッテリーパックの電池セル６個のうち、１個の電池セルは封口部が外れ、外装缶内部の電極体が噴出し、ほかの３個の電池セルは内部の電極体に溶融が認められた。○バッテリーパックの充放電制御は、当該製品本体ではなく、バッテリーパック内の制御基板によって行う仕様だった。○純正バッテリーパックは電池セルの電圧監視が１直列ごとであるのに対し、非純正バッテリーパックの電池セルは２直列ごとの電圧監視であった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/04)
A201900560 2019-1272 2019/09/12 （事故発生地） 福岡県	照明器具（センサー付）	店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は展示品として、木製の展示棚の中に使用状態で設置されていた。○当該製品は全体的に焼損していた。○ランプ部分の外郭に穴空きが認められたが、ランプの内部に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードはコードの途中で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に近接していた展示棚の木板は、焼損して著しく炭化しおり、焼損していない部分も板厚が半分程度にやせ細っていた。○当該製品と展示棚の各板の離隔距離は特定できなかった。●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、電源コードが途中で断線し、溶融痕が認められたが、通常の使用において応力が加わる位置でないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/07)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900565 2019-1070 2019/08/25 （事故発生地） 福岡県	電気洗濯機	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の焼損は著しく、製品上部にある蓋、トッププレート等の樹脂部分は残っていなかった。○電源基板上の端子部や部品に異常は認められなかった。○１００Ｖが印加されている洗濯モーター、排水モーター、給水弁、起動コンデンサー等の部品に異常は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。○操作基板は確認できなかったが、低電圧部品のため出火の可能性は低いと考えられた。●当該製品内部から出火した痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/08)
A201900621 2019-1357 2019/10/03 （事故発生地） 静岡県	ＡＣアダプター（携帯電話機用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生時、当該製品はテーブルタップに接続されていたが、マイクロＵＳＢコネクターに携帯電話機は接続されていなかった。○当該製品の充電ケーブル先端のマイクロＵＳＢコネクター樹脂部が焼損していたが、コネクター内部の端子に変形、痩せ及び溶融等の異常は認められず、異物等の侵入も認められなかった。○当該製品本体に異常は認められず、通電させたところ正常に動作し、マイクロＵＳＢコネクターに発熱は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品には出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/16)
A201900635 2019-1380 2019/10/07 （事故発生地） 愛知県	エアコン（室外機）	使用者（７０歳代）が当該製品を取り外していたところ、当該製品が破裂し、負傷した。 （重傷）	○使用者がエアコンを取り外すため、ポンプダウン運転をしたところ、当該製品が破裂した。○当該製品の金属製外郭及び熱交換器は変形していた。○圧縮機は破裂し、天面及び底面に膨らみが認められた。○液体状態の冷媒が通過する側の閉鎖弁は、フレアナットと配管が外れており、ナットのねじ山に変形は認められなかった。○プリント基板、ファンモーター及び圧縮機の巻き線等の電気部品は焼損していなかった。●使用者が閉鎖弁のフレアナットを外した状態でポンプダウン作業を行ったため、圧縮機内部に空気が混入して、圧縮機内部が異常高温、高圧状態となり、破裂したものと推定される。　なお、取扱説明書及び当該製品本体には、「お客様自身で工事作業をしない。冷凍サイクル内に空気を混入させない。破裂する危険がある。」旨、記載されている。 （Ｅ３）	(受付:2019/10/17)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900658 2019-1309 2019/09/11 （事故発生地） 香川県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、事故発生前日に当該製品を使用していたが、事故発生時は就寝中であり、当該製品が動作していたか否かは不明であった。○当該製品は、電装部側の焼損が著しく、付近の天面も焼損していたが、ファン側に焼損は認められなかった。○背面の熱交換器は、冷媒管の一部が破裂しており、周辺のアルミフィンが溶融していた。○内部配線は、被覆が焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター、コンプレッサー、制御基板、端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○内外連絡線は焼損が著しく、詳細な状態は確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/21)
A201900679 2019-1438 2019/10/14 （事故発生地） 東京都	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の充電を開始して１５分後に破裂音がして、バッテリーパック付近から出火した。○モーター及びモーター制御基板等その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の充電器は正常に作動し、異常は認められなかった。○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックは、６個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち３個がバッテリーパックから脱落していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/25)
A201900748 2019-1529 2019/10/25 （事故発生地） 愛知県	電気掃除機（充電式、スティック型）	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（20191589と同一事故） （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、当該製品に取り付けられていたバッテリーパックから炎がでていた。○当該製品は、樹脂製外郭が焼損していた。○モーター、基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○ACアダプターは焼損しておらず、異常は認められなかった。○バッテリーパックは電池セル間接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックの円筒型リチウムイオン電池セル６個のうち、５個は内部電極の焼損が著しかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/05)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900767 2019-1545 2019/10/27 （事故発生地） 福岡県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続した状態で約半月放置していたところ、当該製品から出火した。○当該製品はバッテリーパック及びその取付け部のみが焼損していた。○モーター、ＡＣアダプター等のその他の電気部品に焼損は認められなかった。○バッテリーパックは円筒形リチウムイオン電池セル同士の接続板の形状や制御基板の形状より、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパック内部の電池セルは、複数個が破裂、焼損していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーパックからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/06)
A201900768 2019-1546 2019/10/15 （事故発生地） 大阪府	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。（20191598と同一事故） （火災）	○当該製品にＡＣアダプターを接続して充電を行っていたところ、約４時間後に当該製品から出火した。○当該製品の本体外郭樹脂に変形や焼損はなく、バッテリーパックのみが焼損していた。○モーター、基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に取り付けられていたバッテリーパックは、円筒形リチウムイオン電池セル間の接続板の形状、制御基板の形状及び焼損した銘板の一部から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○非純正バッテリーパック内部の電池セル６個のうち２個の電池セルは封口部が外れ、外装缶内部の電極体が噴出していた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/06)
A201900792 2019-1610 2019/10/06 （事故発生地） 兵庫県	オーブントースター	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が死亡した。 （火災 死亡 CO中毒）	○当該製品外観は全体的に焼損していたが、局部的な焼損箇所は認められなかった。○庫内は焼損が著しく、ドアガラスが熱で変形していた。○タイマースイッチの可動接点、固定接点ともに溶着した痕跡は認められなかった。○サーモスタットの接点に溶着した痕跡は認められなかった。○内部配線は焼損していたが、溶融痕は認められなかった。○ヒーター管に異常は認められなかった。○電源コードは製品外部で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、使用時に外力が加わる位置ではなかった。○当該製品の内部から炭化したせんべいが十数枚確認された。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/12)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900837 2019-1655 2019/11/14 （事故発生地） 鹿児島県	電気式浴室換気乾燥暖房機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を運転していたところ、２時間半後に浴室から出火しているのを発見した。○当該製品は樹脂製吹出パネル全体及び樹脂製送風ファンの一部が焼損していた。○ヒーター、ファンモーター、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のほか、浴室の天井材や浴室外側の家屋壁材にも焼損が認められ、壁の焼損部分には当該製品の電源配線が通っていたが、詳細は確認できなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/25)
A201900881 2019-1765 2019/11/21 （事故発生地） 富山県	蓄熱式電気暖房器	当該製品を使用中、当該製品の電源ケーブル部及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、電源コードと屋内配線との接続部が焼損し、単相２００Ｖ配線の一方の圧着スリーブが溶融し、接続部が脱落していた。○焼損していた接続部は、それぞれ断面積５．５平方mmの電源コード及び屋内配線を、電線抱合容量１６．７８～２６．６６平方mmの圧着スリーブを用いて接続しており、適正寸法より大きな圧着スリーブが用いられていた。○当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の設置は事業者と関係のない施工業者によって行われた。●施工業者が適正寸法より大きな圧着スリーブを用いて電源コードと屋内配線を接続したため、接続部に接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。　なお、施工説明書には、「電気配線工事は「電気設備に関する技術基準」、「内線規程」に基づいて行う。」旨、記載されていた。 （Ｄ１）	(受付:2019/12/04)
A201900902 2019-1804 2019/11/19 （事故発生地） 群馬県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の充電を開始して外出し、帰宅した際に確認すると当該製品から出火していた。○当該製品は全体的に焼損していた。○モーター、モーター制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーパックは、内部の円筒型リチウムイオン電池セル間の接続板形状や基板の形状から、他社製の非純正バッテリーパックであることが確認された。○バッテリーパックは、６個の円筒形リチウムイオン電池セルのうち、５個の電極体に焼損が認められた。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリーパック以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/12/06)

製品区分：　01.家庭用電気製品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900910 2019-1728 2019/11/28 （事故発生地） 福井県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、キャビネットの一部が焼損していた。○内外連絡線は途中接続しており、被覆に焼損が認められたが、断線は認められず、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、電源接続端子台、基板及びコンプレッサー等が焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター、プロペラファン及び熱交換器に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/12/09)
A201900932 2019-1846 2019/11/20 （事故発生地） 長崎県	電気冷蔵庫	作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900960と同一事故） （火災）	○作業場内に当該製品及び他社製の電気冷蔵庫が並べて設置されており、どちらかの電気冷蔵庫の下部付近から出火していたとの申出内容であった。○当該製品下部にある機械室が著しく焼損していた。○機械室内の圧縮機、運転用コンデンサー、始動リレー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードの中間部が断線しており、溶融痕が認められたが、溶融痕解析の結果、一次痕の可能性が認められた。○当該製品の電源コード断線部は通常の使用において外力が加わらない位置であった。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、当該製品の電源コードが断線して出火したものと考えられるが、溶融痕ができた位置が通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/12/12)
A201901017 2019-2002 2019/11/30 （事故発生地） 東京都	電気鍋	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を最後に使用したのは事故発生の数日前であり、使用後、なべは取り外して洗浄し、本体の温度調節レバーはオフにしたが、電源プラグはテーブルタップを介して接続したまま、本体をテーブルの上に置いていた。○温度調節レバーは「保温」の位置付近であった。○当該製品は外郭の樹脂が焼失し、熱板及び遮熱板が焼損してテーブルの下に落ちており、テーブル上の当該製品が置かれていた部分及び近くに置いてあったタブレットＰＣの焼損が著しかった。○温度調節用サーモスタットの接点に荒れが認められるものの、原形をとどめており、溶融痕は認められなかった。○電源コードは、外郭から２５ｃｍほどの箇所が断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○ヒーター、過昇防止用サーモスタット、温度ヒューズ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○タブレットＰＣの詳細については不明であった。●当該製品本体に出火の痕跡は認めらず、電源コードの断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2020/01/15)

製品区分：　01.家庭用電気製品

No. 0024

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　　名	事　故　通　知　内　容	事　　故　　原　　因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901092 2019-2029 2019/12/18 （事故発生地） 福井県	電気こたつ	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生していた。 （ 火災 ）	○当該製品は、電源コードの中間スイッチと本体側電源コードの接続部が焼損し、断線していた。○電源コードの焼損部は、芯線に繰り返し屈曲が原因とみられるばらつき及び溶融痕が認められた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は当該製品の保管時に電源コードをヒーター部に巻き付けていた。●使用者が当該製品の保管時に電源コードをヒーター部に巻き付けていたため、電源コードに繰り返し屈曲等の外力が加わり、内部の芯線が断線、スパークが発生して火災に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「コードをねじったり、無理に引っ張ったりしない。」旨、記載されている。 （ Ｅ２ ）	（受付:2020/01/30）

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800613 2018-1667 2019/01/01 （事故発生地） 愛媛県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品で少量の油を小型の鍋に入れて揚げ物調理中にその場を離れて寝ていた。○当該製品に著しい変形等は認められなかった。○当該製品は本体の右こんろに著しい焼損及び油汚れが認められ、右こんろ付近の底面にすすの付着が多く認められた。●当該製品は、使用者が少量の油を小型の鍋に入れて揚げ物調理中にその場を離れたため、調理油が過熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない、就寝、外出をしない。」、「２００ｍｌ以上の油を入れる。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/01/10)
A201800614 2018-1595 2019/01/01 （事故発生地） 香川県	開放式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が当該製品を使用して外出した後、上階の住人が火災に気付き、室外のガスの元栓を閉めた。○当該製品は本体下部が著しく焼損し、下部から上方に広がってすすが付着していた。○本体下部にあるガスホースは両端が著しく焼損しており、本体の接続口とガスホースの間に、ガス漏れ防止用のパッキンが取り付けられておらず、ガスホースとガス栓との接合部にシール材の付着が認められなかった。○本体内部の樹脂部材は焼失していたが、制御基板、電気部品、配線等に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は当該製品を知人から譲り受け、自分でガスホースの接続工事を行ったが、ガス接続工事の資格は有していなかった。●当該製品は、使用者がガス接続工事を行った際に、ガス漏れ防止用のパッキンを使用しなかったため、接続部からガスが漏れ、漏れたガスに引火して焼損したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「ガス接続工事は、ガス供給事業者又は有資格者に依頼する。」旨、記載されている。 （Ｅ３）	(受付:2019/01/10)
A201800681 2018-1812 2018/12/27 （事故発生地） 栃木県	石油ストーブ（開放式）	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品に点火して約２０～３０秒後に、当該製品の下部から出火したとの使用者からの申出内容であった。○当該製品は外装及び内部が全体的に焼損してすすが付着し、樹脂部品である点火消火ボタン、しん調節つまみ等が焼失していた。○天板の裏、反射板及び燃焼筒に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○置台の上に大量のほこり等はなく、しん案内パイプ下に熱が加わった形跡がないことから、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。○出火時のカートリッジタンク内の残さから、ガソリンの成分が検出された。○当該事務所は、灯油をガソリンや塗料とともに、同じ小屋に保管していた。●当該製品に出火に至る異常は認められず、カートリッジタンク内からガソリンの成分が検出されたことから、当該製品に誤ってガソリンを給油したため、ガソリンに引火し、出火したものと推定される。　なお、当該製品の本体、カートリッジタンク及び取扱説明書には、「ガソリン使用禁止」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/02/01)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800779 2018-2003 2019/02/26 （事故発生地） 北海道	石油給湯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を使用後、当該製品から火と白い煙が出ており、その後、爆発音を伴って火と煙の勢いが強くなった。○２０１８年９月の地震以降、当該製品は給湯温度異常に関わるエラーが表示されて動作が停止するようになり、使用者はそのたびに電源プラグを接続し直して使用を継続していた。○事故発生の１、２週間前からエラーが頻発するようになり、樹脂が焦げるようなにおいがして、天板が熱くなることがあった。○当該製品内部は熱交換器上部付近で焼損が著しく、認められた。○排気筒、熱交換器等の排気経路内部は僅かにすすけていた。○点火室と熱交換器の接合部の一部に隙間が認められた。○点火電極は少しさびていたが、付近にすすの堆積等は認められなかった。●当該製品は、地震等の影響により、給気経路に隙間が生じて給気バランスが崩れ、異常燃焼が生じた際に出火に至ったものと考えられ、地震以降に生じていた当該製品のエラーや異常を使用者が認識しながら使用を継続していたため、事故に至ったものと考えられる。　なお、取扱説明書には、「エラーが生じた際は販売店に連絡する。」、「製品が具合の悪いときは、販売店又はお客様相談窓口に連絡する。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/03/07)
A201800814 2018-2102 2019/03/12 （事故発生地） 徳島県	石油ストーブ（開放式）	事務所で当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○異音がしたので確認すると、使用中の当該製品下部から炎が出ていたとの申出内容であった。○当該製品の外観に焼損及び変形はなく、天板や正面のガードに繊維の付着や汚れは認められなかった。○外郭内側や燃焼筒に異常なすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品の動作確認を行ったところ、正常に動作し、異常は認められなかった。○カートリッジタンク、油受皿及び置台に油漏れ等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/03/22)
A201900013 2018-2061 2019/02/02 （事故発生地） 岡山県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物2棟を全焼、1棟を類焼する火災が発生し、1名が火傷を負った （火災）	○使用者の１度目の証言では給油の際に灯油をこぼした状態で燃焼筒を持ち上げて点火したとのことであったが、３度目の証言では前日に給油してその日は使用せず、当日の朝に使用したが異常はなく、夕方に帰宅してライターで着火したときに出火したとの申出内容であった。○当該製品は、著しく焼損し、落下物によって天板とキャビネット左後部が変形していた。○燃焼筒はガラス外筒が溶解していたが、ほぼ所定の位置に残存していた。○しん案内筒内は、しんが消火位置まで下がった状態で焼損していた。○対震自動消火装置は著しく焼損しており、作動状況の確認はできなかった。○油受皿は全体的に著しく焼損していたが、変形や腐食等による穴空きは認められなかった。○カートリッジタンクのキャップは閉止された状態で焼損しており、機構部に異常は認められなかったが、タンク本体にわずかな膨張が認められた。○吹き返し現象によるしん案内筒側及び油受皿裏面へのすすの付着は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/04)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900059 2019-0184 2019/04/05 （事故発生地） 北海道	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が物置内でカートリッジタンクに給油した後、当該製品を使用していたところ、約４０ｃｍの炎が上がって出火した。○燃焼室及びバーナー部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは僅かな膨張が認められ、中にガソリンが入っていた。○物置に除雪機用のガソリンが入った携行缶が保管されており、ふだんは使用者の父親が当該製品の給油を行っていた。●使用者が当該製品にガソリンを誤給油したため、異常燃焼が生じて出火したと推定される。　なお、取扱説明書には、「出火の原因となるため、ガソリン等の揮発性の高い油は絶対に使用しない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/04/22)
A201900081 2019-0243 2019/04/23 （事故発生地） 秋田県	石油ストーブ（密閉式）	事務所で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は１週間ほど前から使用することを止めて、機器の上面ガードにプラスチック製のこけ用の育苗箱を置き、その中にビニールシートと新聞紙を敷き、その上にこけを植えていたとの申出内容であった。○当該製品の外観は、機器の上面ガード及び放熱器が焼損しており、上部から背面に垂れ流れるような焦げの付着が確認された。○燃焼筒内部にすすの付着等の異常燃焼の痕跡、機器内部の制御基板及び電線に焼損等の異常は確認されなかった。○機械式の電源スイッチは「切」の位置になっていた。○当該製品の動作確認を行ったが、正常に作動した。○類似の育苗箱を使用して再現実験を行った結果、育苗箱をフライパンの上で熱し続けたところ、約３３０℃付近で完全に溶融し、約４００℃付近で発火に至った。○当概型式品の燃焼時の上面ガード及び放熱器の雰囲気温度は、最大火力時で上面ガードが２００～３００℃に、その下にある放熱器の表面温度は最も温度が高い中央部が約５００℃になる仕様であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼等の出火の痕跡は確認されず、正常に動作したことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/05/07)
A201900151 2019-0405 2019/05/20 （事故発生地） 北海道	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、天ぷら鍋でサラダ油を加熱中にその場を離れ、異変を感じて戻ったところ、鍋から火が上がっていた○当該製品に調理油過熱防止装置はなかった。○事故発生後、使用者は継続して当該製品を使用していた。●使用者が油の入った天ぷら鍋を当該製品のこんろで加熱したままその場を離れたため、油が過熱して出火に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「出火に至るおそれがあるため、こんろに火をつけたままその場を離れない。特に天ぷらの調理中は注意する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/05/31)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900160 2019-0426 2019/04/18 （事故発生地） 長崎県	石油ふろがま用バーナー（五右衛門風呂用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を破損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は焼損が著しく、ビニール製送油管は焼損していた。○電磁ポンプは焼損しておらず、配管接続部に緩みは認められなかった。○イグナイターに、出火した痕跡は認められなかった。○送風機に、異常発熱の痕跡は認められなかった。○その他の電気部品に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/04)
A201900184 2019-0534 2019/03/30 （事故発生地） 高知県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○事故発生時、使用者は不在であり、近隣の住民が店舗から白い煙が出ているのを発見した。○当該店舗内には当該製品を含む複数台のガス機器があった。○金属製外郭は表面が焼けて黒化し、樹脂製の操作つまみは焼失していた。○バーナー、グリル、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。○ガスホースに軽微な焼損が認められたが、ガスホース接続部に傷や変形等はなく、ガス漏れの痕跡は認められなかった。○器具栓は正常に作動し、事故発生時に３個全て閉まっていたことが認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/13)
A201900210 2019-0585 2019/06/13 （事故発生地） 北海道	半密閉式（ＣＦ式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	店舗で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒により１名が軽症を負った。 （CO中毒）	○当該製品は、上部の約３分の１が製品直上にあった厨房の換気設備の排気フードで覆われるように設置されており、排気筒は接続されていなかった。○事故現場で当該製品を動作させたところ、排気フードの下１０ｃｍの位置で３８００ｐｐｍの一酸化炭素濃度が測定され、試験煙で換気設備の動作確認を行ったところ、試験煙は排気フード内に吸い込まれずに店内へ流れた。○当該製品の上半分に油汚れが付着していた。○製品内部は、バーナー部に油汚れや異物の付着が認められた。○当該製品は、ガス事業法及び建築基準法において、排気筒の接続が義務付けられている製品であった。○事故現場の飲食店が入っているビルの管理者及び飲食店店長から当該製品の設置に関する情報は得られなかった。●当該製品は、排気筒でなく厨房の換気設備で排気されるように設置されていたため、厨房の換気設備の換気能力が低下した際、排気ガスが滞留して、当該製品の給気に流入し不完全燃焼を起こしたため、一酸化炭素濃度が上昇し、事故に至ったものと推定される。　なお、工事説明書には、「排気ガスは必ず排気筒で屋外に導く。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/06/21)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900340 2019-0864 2019/07/17 （事故発生地） 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、魚の焼け具合を確認するため当該製品のグリル扉を開けた際にグリル内から出た炎で右手人差し指に火傷を負った。○当該製品は、一次側及び二次側にガス漏れは認められず、各こんろは正常に点火できたが、グリルバーナーはすすの付着により炎口が閉塞しており、点火することができなかった。○グリル庫内は全体的にすすが付着しており、庫内上部が焼けて白く変色していた。○グリルの過熱防止装置に異常は認められなかった。○グリルの水受皿及び焼網に多量の食品くずや油くずの燃えかすが堆積していた。○グリルの取っ手は焼損していなかった。●当該製品に異常は認められないことから、グリル庫内に堆積した多量の食品くずや油くず等が過熱されて高温となり、扉を開けた際に流入した空気に触れて急速に燃焼拡大が起こったことで炎が吹き出たものと推定される。　なお、取扱説明書には、「グリル庫内に食品くずや油くずがあると使用中に出火する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/08/06)
A201900363 2019-0881 2017/05/01 （事故発生地） 京都府	草焼きバーナー	当該製品を使用中、使用者の衣服に着火し、火傷を負う火災が発生し、後日、死亡が確認された。 （火災 死亡）	○当該製品は、タンクに入れた灯油を使用者が加圧して送り出す機構であり、製造時に全数水没させてエアー漏れの有無で気密性が確認されていた。○当該製品に灯油を入れて加圧したところ、アルミ棒とホースの接続部から油漏れが認められた。○当該製品を燃焼させたところ、接続部から漏れた灯油に火口の炎が着火し、グリップ近くまで燃え上がった。○接続部は、塗布されていたねじロック剤の痕跡が認められなかった。○接続部は、緩みトルクが４．０Ｎ・ｍであり、正常値（９．８Ｎ・ｍ以上）に比べて大きく低下していた。○接続部内部のゴムパッキンは厚さが１．２ｍｍであり、初期値（１．５ｍｍ）よりも薄くなっていた。●当該製品は、長期使用（１２年）によりパッキンが劣化し、アルミ棒とホースの接続部が過去に分解されたことでシールできなくなり、接続部から漏れた灯油が衣服に付着し、火口の炎が着火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「加圧後に灯油の漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/08/09)
A201900411 2019-0982 2019/07/14 （事故発生地） 兵庫県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 （火災）	○使用者は、台所で当該製品を使用して肉を焼き、それを食べながら飲酒と喫煙をしたが、その後の記憶がなく、当該製品の右こんろの操作ボタンは燃焼状態の位置であり、灰皿等の処理については不明であった。○台所以外の部屋は天井が焼け落ちていたが、台所の天井は焼け落ちていなかった。○当該製品のすぐ左に新聞紙があったが、焼損していなかった。○天板が煮こぼれによる黒色の付着物で汚れ、右側面はくぼんでおり、本体底部の四隅にある樹脂製の４本の脚が変形し、グリルと右こんろの操作ボタンが一部溶融していた。○製品内部に出火の痕跡は認められなかった。○気密試験の結果、左こんろ及びグリルで点火電極と配管の接続部に僅かなガス漏れが認められたが、火を近づけても引火せず、その周辺に出火の痕跡は認められなかった。○右こんろの操作ボタンが熱によって溶融していたが、根元部は溶融していなかった。○左右のこんろ及びグリルで燃焼試験を行ったところ正常に点火及び燃焼し、異常は認められなかった。○左右のこんろの異常過熱防止装置を確認した結果、作動温度が右こんろで２４３℃、左こんろで２４４℃であり、異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900480 2019-1115 2019/08/10 （事故発生地） 京都府	カセットボンベ	当該製品をカセットこんろに装着して使用中、建物を全焼する火災が発生した。（A201900494と同一事故） （火災）	○使用者は、当該製品を装着したカセットこんろで天ぷら調理をし、火を消さずに外出したところ火災になった。○近所の住民によると、出火後しばらくして爆発音が鳴ったとの申出内容であった。○当該製品は、巻締め部で上下に分離していた。○カセットこんろの点火つまみは、スピンドルが操作部の根元で折れ曲がっていた。○カセットこんろのカセットボンベ装着部は、前面と背面の側板が外に開くように変形しており、カバー、レバー及びばねが外れていた。○カセットこんろは焼損が著しいため、ガス漏れの痕跡は判別できなかったが、天板と内部に調理油が燃焼した痕跡が認められた。●使用者が当該製品を装着したカセットこんろで天ぷら調理中、火を消さずに外出したため調理油が過熱されて着火、延焼し、炎で加熱された当該製品が破裂し、漏れ出たガスに引火したものと推定される。　なお、カセットこんろの取扱説明書には、「火をつけたままそばを離れない。」旨、警告表示されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/09/12)
A201900491 2019-1132 2019/09/08 （事故発生地） 東京都	ガスレンジ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が当該製品のオーブンをセルフクリーン運転中、上部排気口より炎が出た。○オーブン庫内にオーブン棚、ブロイラーパン、グリッド等が入っており、ブロイラーパン及びグリッドに炭化物が付着していた。○オーブンドアの上部にすすが付着していた。○オーブンバーナーに異常は認められなかった。○一次側及び二次側ガス通路にガス漏れは認められなかった。○オーブンサーミスターの抵抗値は正常であった。●当該製品に事故につながる異常は認められず、オーブン庫内に入っていたブロイラーパン及びグリッドに炭化物が付着していたことから、使用者がセルフクリーン運転の際に入れていたブロイラーパン等の油分がオーブンの熱により発火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、セルフクリーン運転の準備として、「オーブンが冷めているか確認する。棚等オーブン内にあるものを全部外に出す。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/09/17)
A201900494 2019-1133 2019/08/10 （事故発生地） 京都府	カセットこんろ	当該製品にカセットボンベを装着して使用中、建物を全焼する火災が発生した。（A201900480と同一事故） （火災）	○使用者は、当該製品で天ぷら調理をし、火を消さずに外出したところ火災になった。○近所の住民によると、出火後しばらくして爆発音が鳴ったとの申出内容であった。○当該製品に装着されたカセットボンベは、巻締め部で上下に分離していた。○点火つまみは、スピンドルが操作部の根元で折れ曲がっていた。○カセットボンベ装着部は、前面と背面の側板が外に開くように変形しており、カバー、レバー及びばねが外れていた。○当該製品は焼損が著しいため、ガス漏れの痕跡は判別できなかったが、天板と内部に調理油が燃焼した痕跡が認められた。●使用者が当該製品で天ぷら調理中、火を消さずに外出したため調理油が過熱されて着火、延焼し、炎で加熱されたカセットボンベが破裂し、漏れ出たガスに引火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「火をつけたままそばを離れない。」旨、警告表示されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/09/17)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900495 2019-1134 2019/09/04 （事故発生地） 長崎県	ガス栓（ＬＰガス用）	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品本体から接続部品が外れ、ガス用金属フレキシブルホース（フレキ管）に付いた状態であった。○フレキ管の被覆は施工説明書規定寸法（７山まで）以上にむかれていた。○当該製品内部及び外れた接続部品に油が付着していた。○当該製品内部に、油が付着した状態でフレキ管を想定以上の力で引っ張ったときに付く傷が認められた。○当該製品は油汚れが著しいため、日頃から清掃していた。●施工時に当該製品に接続するガス用金属フレキシブルホース（フレキ管）の被覆をむきすぎたため、製品内部に油が侵入したことでシール性が低下し、清掃等によりフレキ管を強い力で引っ張ったことで当該製品からフレキ管が抜け、ガスが漏れて出火したものと推定される。　なお、施工説明書には、「フレキカッターで原管を７山残して切断する。山数が多いと施工後の水密性が失われ、水等が浸入して事故につながる可能性がある。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/09/18)
A201900522 2019-1189 2019/09/19 （事故発生地） 京都府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者が水の入った鍋を当該製品の右こんろに置き、操作ボタンを押したが点火しなかったためガス栓やその他の操作ボタンを触ったところ当該製品が点火し、周囲にあった段ボール製の物置台が着火した。○使用者は、当該製品の背面と壁の間に段ボール製の物置台を日常的に置いていた。○グリル庫内やグリル皿に食材残さや油脂等は認められず、事故発生以前に使用された痕跡は認められなかった。○左右のこんろ周辺に可燃物が焼損した痕跡は認められなかった。○製品内部に、ガス漏れによる出火や炎あふれの痕跡は認められなかった。○グリル排気口上部にすすが付着していたが、グリル庫内に可燃物がないことから、すすはグリル排気口付近にあった可燃物が燃焼した際に生じたものと考えられた。●当該製品は、内部から出火した痕跡は認められず、使用者が左右のこんろとグリルを同時に点火した際にグリル排気口からの排熱（５００℃以上）で周囲の段ボール紙製の物置台が発火したと考えられ、使用者の不注意による事故と推定される。　なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲に可燃物や引火物を置かない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/09/26)
A201900569 2019-1264 2019/09/26 （事故発生地） 静岡県	ガストーチ	当該製品を使用後、車両内に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品を消火し、車内に戻して１時間後、車の火災に気付いた。○当該製品を使用した際に異常はなかった。○当該製品はカセットボンベが接続された状態で焼損し、カセットボンベは破裂していた。○ガス調節つまみは、閉じた状態になっていた。○ガス通路を開閉するニードル部の気密性を、Ｏリング及びパッキンを新品に交換して確認した結果、ガス調節つまみが閉じた状態でガス漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、ガス調節つまみが閉じた状態でニードル部からのガス漏れは認められないことから、残火はなかったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/08)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900652 2019-1368 2019/10/10 （事故発生地） 兵庫県	ガス栓（都市ガス用）	飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、いずれのガス機器にも接続されておらず、ゴム管口にはガス栓キャップが取り付けられていた。○使用者は、当該製品に業務用フライヤーが接続されていると思い込み、以前から業務用フライヤーを使用する際は毎回当該製品の開閉を繰り返していた。○当該製品のゴム管口に取り付けられていたガス栓キャップは、焼損していた。○当該製品にガス漏れは認められず、過流出安全機構（ヒューズ）に異常は認められなかった。○業務用フライヤーは焼損していなかった。○灯内内管にガス漏れ等の異常は認められなかった。●使用者がいずれのガス機器にも接続されていない当該製品を業務用フライヤーのガス栓と誤認して日常的に開閉していたため、ガス栓キャップが不完全接続状態になった際に過流出安全機構が作動しない程度の微量なガスが漏れ、滞留した未燃ガスに業務用フライヤーの火が引火して出火したものと推定される。 （Ｅ２）	(受付:2019/10/18)
A201900781 2019-1574 2019/08/22 （事故発生地） 埼玉県	ガスこんろ（ＬＰガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、ふだん無人の離れに設置され、年に一度程度しか使用しておらず、事故発生当日も使用していなかった。○使用者は住宅敷地内で子ヤギを飼っており、事故発生時は離れの中に子ヤギを放置していた。また、子ヤギが当該製品の上に飛び乗ったところを見たことがあるとの申出内容であった。○当該製品は背面側の焼損が著しく、ホースエンドが焼失していた。○プッシュ式操作ボタンは一部溶融しており、右こんろ及びグリルの操作ボタンが燃焼位置、左こんろの操作ボタンが消火位置にあり、器具栓のスピンドルは、右こんろ及びグリル用が左こんろ用に比べて２ｍｍ程度押し込まれた状態であった。○当該製品内部は、電気配線の被覆及び器具栓を構成する樹脂製のボタン軸が焼失していたが、外側に比べ焼損の程度は少なかった。○当該製品内部から出火した痕跡は認められなかった。○当該製品の左横に食器を入れた水切りかごを置き、その上に布巾を掛けていた。○事故発生時、ガス栓は開栓状態であった。●当該製品が設置されペットを放置している部屋を使用者が離れる際、当該製品に接続されているガス栓を閉めず、ロックつまみを動かして操作ボタンをロックしなかったため、操作ボタンが押されて周辺の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。　なお、取扱説明書には、「消火後はロックつまみを右に動かして操作ボタンをロックし、ガス栓を閉める。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/11/08)
A201900805 2019-1628 2019/11/02 （事故発生地） 東京都	油だき温水ボイラ	当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、販売店が所有する中古品であり、使用者宅の故障したボイラの買換えまでの代替品として、事故発生の２日前に設置されたものであった。○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、排気トップ及び外郭背面の給気口の排気トップ近傍にすすの付着が認められた。○当該製品の消音器内のパンチングメタルが朽ちており、消音器の底面及び底面にある熱交換パイプの穴にすすや断熱材等が堆積していた。○バーナーの燃焼筒及び送風機の内部にすすの付着が認められた。○バーナー、電磁ポンプ及び送油経路に油漏れは認められなかった。○制御基板、配線等の電気部品に焼損、溶融等はなく、循環ポンプを含め、全ての部品に焼損は認められなかった。●当該製品は、長期使用（１７年）によって消音器及び熱交換器内部がすす等により閉塞し、燃焼不良が発生する状態となっていたが、販売店がそのまま設置したため、事故発生当日、使用者が当該製品を稼働したことにより、燃焼不良により排気トップから黒煙が排出され続けたものと推定される。 （Ｄ１）	(受付:2019/11/14)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900938 2019-1835 2019/12/08 （事故発生地） 茨城県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、１名が死亡した。 （火災 死亡）	○当該製品の外郭正面右側面に布製の付着物が溶着していた。○燃焼筒の外筒の表面にすすが付着していたが、内炎筒及び外炎筒にすすの付着及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは、緊急消火時よりも低い位置で固着していた。○給油時自動消火装置のばねは焼損していたが、伸縮が可能な状態であった。○カートリッジタンクは膨張しており、すすの付着が認められた。○カートリッジタンクの油量計が溶融していたが、口金は締められており、内部に灯油が残存していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/12/13)
A201900979 2019-1926 2019/11/24 （事故発生地） 東京都	屋外式（ＲＦ式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 （火災）	○使用者が当該製品を使用したところ、隣人が当該製品が燃えているのを発見した。○事故発生時、当該製品の排気口前方１５ｃｍの位置にある物干しざおに、洗濯ばさみでとめていない毛布及びタオルを掛けていたとの使用者の申出内容であった。○当該製品が設置されていた家屋の外壁に、当該製品の３０ｃｍ程度下方から炎が立ち上がったようなすすの付着が認められ、当該製品上方にある樹脂製の屋根まで達していた。○当該製品の左側面部は下方から上方に向かってすすが付着していたが、上方の背面近くにすすの付着が極端に少ない部分が認められた。○右側面部は左側面よりすすの付着が著しかったが、上方にすすの付着のない部分が認められた。○底面部はすすの付着が著しく、電源コードは溶断していた。○電装基板等を覆う塩化ビニル樹脂製のカバーが焼損していたが、内部から出火した痕跡は認められなかった。○バーナー内部に異物及びほこり詰まりは認められなかった。○熱交換器内部に緑青が発生していたが、フィン部分及び排気集合筒にすす詰まりは認められなかった。○ガス通路の気密性に問題は認められなかった。●当該製品は、内部に出火の痕跡は認められないことから、排気口前方に物干しざおが設置されていたため洗濯物を干すことにより、洗濯物が当該製品の排気口を覆ったことで燃焼不良が発生し、排気ガス中に含まれる未燃ガスにバーナーの火が引火して、洗濯物に着火し、事故に至ったものと推定される。 （Ｄ１）	(受付:2019/12/26)
A201900992 2019-1950 2019/12/19 （事故発生地） 愛知県	屋外式（ＲＦ式）ガスふろがま（ＬＰガス用）	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は樹脂製の設置台の上に据え付けられていた。○設置台は中央部分が焼損しており、残存する設置台部分に、当該製品の脚部が沈み込んだ穴が認められた。○当該製品は底板が焼損していたが、内部に焼損は認められなかった。○熱交換器のフィンに、樹脂製設置台の焼損によるすすが多量に付着していた。○当該製品にガス漏れはなく、点火燃焼は可能で、異常は認められなかった。●当該製品を樹脂製の設置台上に据え付けたため、脚部の沈み込みにより、底板とのすき間が狭くなり、設置台が過熱し、火災に至ったものと推定される。　なお、設置説明書には、「火災予防のため、床面にはコンクリート、コンクリートブロック等の不燃材以外は使用しない。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2020/01/07)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900993 2019-1951 2019/12/08 （事故発生地） 千葉県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。 （火災）	○当該製品の使用を開始してから約１時間４０分後に、消火ボタンを押して消火した後、当該製品の右背面から炎が上がったとの使用者からの申出内容であった。○当該製品の燃焼筒及び置台に異常燃焼の痕跡は認められず、しんは消火位置にあった。○油受皿に灯油漏れの痕跡は認められなかった。○給油時自動消火装置及び対震自動消火装置に異常は認められなかった。○カートリッジタンクに膨張や蓋の変形等の異常は認められなかった。○使用者は、灯油の樹脂製容器に入れられた灯油、ガソリン携行缶に入れられたガソリン及び灯油の樹脂製容器に入れられた混合燃料を同じ物置に保管していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2020/01/07)
A201901060 2019-2077 2019/12/26 （事故発生地） 千葉県	石油こんろ	倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、物置内で、当該製品にさつま芋及び石が入った石焼き芋用の鍋を置いた状態で使用し、約４時間放置していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生したとの申出内容であった。○物置は全焼し、当該製品が置かれていた前面の床が著しく焼損していたが、物置内には人が通るのが困難なほど物が置かれていた。○開放油タンクの給油栓が外れた状態で開放油タンク上に置かれており、開放油タンク内の液体からガソリン成分は検出されなかった。○燃焼筒の中筒の内側にすすの付着が認められたが、中筒の外側及び外筒にすすの付着は認められなかった。○しん調節器つまみは最大火力から少し絞った位置にあり、しんはしん案内筒の基準面から２ｍｍ下がった位置で固着しており、火力は小さい状態であったと判断された。○対震自動消火装置は動作可能な状態で焼損していた。○置台に吹き返しの痕跡は認められなかった。○石焼き芋用の鍋は破損していたが、鍋底にすすの付着は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品で調理中にその場を離れて長時間放置したことから、食材が過熱されて発火し、周辺の可燃物に着火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「調理中に当該製品から離れない。」、「可燃物との距離を離す。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2020/01/23)
A201901069 2019-2078 2020/01/17 （事故発生地） 三重県	ガス栓（ＬＰガス用）	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○入居３日目のアパートで、当該製品のつまみを開き、ガスこんろを使用して調理中、ガスこんろ背面から炎が上がった。○当該製品は、右側のゴム管口にガスこんろが接続され、左側の迅速継手口には、キャップが付いていたが、キャップは汚れの付着や損傷を防ぐもので、ガス漏れを防止するものではなかった。○左側迅速継手口のキャップが焦げており、左右のつまみも焦げていた。○当該製品の左右のガス開閉機構に気密性が認められ、ヒューズ機構も正常に作動した。●当該製品は、使用者が誤って未接続側のつまみを開いたため、キャップからヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏えいし、当該製品の片側に接続されていたガスこんろを使用したことで、漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 （Ｅ２）	(受付:2020/01/24)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901094 2019-2123 2020/01/20 （事故発生地） 岐阜県	ガス栓（ＬＰガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○使用者は、当該製品の二口ガス栓の内、ガスこんろと接続されておらず、ガス栓キャップが装着されていないガス栓つまみを開放した後、ガスこんろの点火操作をしたところ火災が発生した。○当該製品の気密性を確認したところ、ガス漏れは認められなかった。○当該製品のつまみ操作力は左右ともに日本エルピーガス機器検査協会ガス栓検査規程を満たしており、異常は認められなかった。○ヒューズ性能検査機を用いて、ガス栓つまみ「全開」時の過流出安全機構の作動流量を確認した結果、異常は認められなかった。○当該製品は、ガス栓つまみを「中途開」にした場合は、過流出安全機構が働かない構造のものであった。●当該製品の性能に異常は認められないことから、使用者が当該製品のガスこんろに接続されていないガス栓つまみを中途開にしたため、過流出安全機構が働かずガスが流出し、ガスこんろ点火時の放電火花により、ガスに引火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「ガスを使用するときはガス栓とガス機器等が接続されており、ガス機器の器具栓が「閉」になっていることを確認後、必ずつまみを「全開」状態にする。」、「つまみ「中途開」ではガスの流れが少なくなり正常に燃焼しないおそれがあるので、つまみ「全開」で使用する。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2020/01/30)
A201901127 2019-2170 2020/01/28 （事故発生地） 愛知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を焼損する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は、全体が著しく焼損していたが、燃焼筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しん調節つまみは、対震自動消火装置が作動した位置にあり、しんは消火位置まで下がっていた。○カートリッジタンクに膨れ等の変形はなく、口金は締まっていた。○油受皿に油漏れは認められなかった。○置台のしん案内筒部分に過熱の痕跡はなく、吹き返し現象による出火ではなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2020/02/06)
A201901183 2019-2288 2020/02/16 （事故発生地） 静岡県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、１名が軽傷を負った。 （火災）	○使用者は、フライパンを載せた当該製品の右こんろに点火後、その場を離れ、消火した記憶がなく、当該製品の周囲にレジ袋やゴミ袋を置いていたとの申出内容であった。○当該製品は、操作部分が全て焼失しており、背面及び正面右側面が著しく焼損していた。○内部に出火の痕跡はなく、器具栓に溶融及び変形は認められなかった。○左右の調理油過熱防止センサーに異常は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、当該製品の火を消し忘れたため、周辺に置かれていた可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から離れない。」、「機器の上や周囲には可燃物を置かない。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2020/02/27)

製品区分：　03.燃焼器具

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　　名	事　故　通　知　内　容	事　　故　　原　　因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901256 2019-2405 2020/02/24 （事故発生地） 埼玉県	草焼きバーナー	当該製品を使用中、使用者の衣服に着火し、火傷を負う火災が発生した。 （ 火災 重傷 ）	○使用者が、当該製品を使用し、あぜ道の雑草を焼いていたところ、当該製品の火炎が衣服に着火したとの申出内容であった。○当該製品は、灯油を入れたタンクを加圧することでゴム製燃料ホースを経由してバーナー部に灯油を供給し、バーナー部の先端から火炎を放射する仕様であった。○使用者の衣服から、当該製品の燃料である灯油成分は認められなかった。○当該製品はゴム製燃料ホースに亀裂が生じており、バーナー部と接続する燃料ホースの端部から燃料漏れが認められた。○バーナー部に通常使用時に付着するすすが認められたが、その他の箇所に焦げた痕跡は認められなかった○燃料ホースと本体の接続部に変形、傷等はなく、異常は認められなかった。○燃料ホース等接続していない状態のタンクで漏れ試験を実施したところ、燃料漏れは認められなかった。●使用者が、当該製品の燃料ホースに亀裂がある状態で使用した又は操作を誤ったことで、当該製品の火炎が衣服に着火したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「使用前に必ず燃料ホースを点検する。」、「空気漏れが認められた燃料ホースは、使用せずに新しい燃料ホースと取り替える。」旨、記載されている。 （ Ｅ２ ）	(受付:2020/03/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900375 2019-0920 2019/05/18 （事故発生地） 東京都	椅子（ソファー）	乳児（１１か月）が当該製品に転倒し、口を負傷した。 （重傷）	○乳児（１１か月）が床を歩行中に転倒した際、当該製品の右アーム座面正面側付近に顔をぶつけて負傷したとの申出内容であった。○当該製品のアーム部は、スチール製のフレームをプラスチックボード、ウレタンフォーム、樹脂綿及び布カバーが覆う構造であった。○当該製品のアーム部に鋭利な箇所は認められなかった。○当該製品の布カバーを外したところ、フレームがむき出しになっている箇所及び鋭利な箇所は認められなかった。○当該型式品のアーム部の形状は、他社類似品にも認められる一般的な形状であった。●当該製品には人体を傷つけるような鋭利な箇所や変形は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/15)
A201900456 2019-1055 2019/06/00 （事故発生地） 千葉県	折りたたみ椅子（入浴用）	当該製品を使用中、負傷した。 （重傷）	○使用者は、浴室で当該製品を使用中、尻もちをついて頸部、背部及び腰部を挫傷したとの申出内容であった。○当該型式品は、折り畳むことができる入浴用のいすであるが、ＪＩＳＴ９２６０「福祉用具ー入浴用いす」に基づいた入浴用いすではなかった。○使用者宅で使用されていた当該型式品２脚が混在したため、当該製品を特定することができなかった。○当該製品を含む当該型式品２脚に変形及び破損は認められなかった。○同等品及び当該型式品２脚は、ＪＩＳＴ９２６０「福祉用具ー入浴用いす」の滑り抵抗試験の基準は満たしていなかったが、安定性試験の基準は満たしていた。○当該製品を含む当該型式品２脚について、被験者5名が湿潤状態で座面の開閉操作を繰り返したところ、正常にロックが掛かることが認められた。○当該型式品の座面を開いた際に、ロックの掛かり具合を座面裏から確認することができた。○ロックを掛けない状態で座面の中央に着座したところ、被験者の体重でロックが正常に掛かるが、座面先端部に着座した場合は、座面が半回転し尻もちをつくことが認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/06)
A201900543 2019-1126 2019/08/08 （事故発生地） 東京都	はしご（アルミニウム合金製）	作業現場で当該製品を使用中、転落し、負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品の最上段の踏ざんに墜落防止用の安全ブロックを取り付けて下りようとしたところ、上から３段目の踏ざん取付部の支柱が破断し、使用者は、背中から鉄筋の上に転落し、負傷したとの申出内容であった。○当該製品は、はしご取付金具を使用して作業現場のＰＣ柱（コンクリート製の柱）に固定し、昇降設備として使用されており、はしご取付金具の取付位置に異常は認められなかった。○当該製品は、上から３段目の踏ざん取付部で、左右の支柱が破断しており、左支柱の破断部は内側（右側）に、右支柱の破断部は外側（右側）に変形していた。○当該製品の支柱の寸法及び硬度は事業者の社内規格値を満たしており、同等品との差異は認められなかった。○当該製品の硬度から算出した引張強さは、ＪＩＳＨ４１００「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」で規定されている材質の基準値を満たしていた。○当該製品の左右支柱の破断面は、全面に延性破壊の特徴であるディンプルが認められた。○上から３段目の踏ざん位置をはしご取付金具で柱に固定した同等品の最上段の踏ざんに取り付けた安全ブロックの先端に８５ｋｇの重りを取り付け、昇降面の側方に５０ｃｍ離れた位置から重りを落下させたところ、当該製品と同様の破断傾向が認められた。○当該型式品は、軽金属製品協会の基準に基づいて認定されたＡマーク表示品である。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度等に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/03)

製品区分：　04.家具・住宅用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900555 2019-1257 2019/08/23 （事故発生地） 東京都	システムキッチン（吊り戸棚）	壁面に設置されていた当該製品が落下し、使用者に当たり、負傷した。 （重傷）	○当該製品が突然落下し、使用者の顔に当たって当該製品の下敷きになったとの申出内容であった。○当該製品は、側板上部に保持されている吊り金具を壁面に取り付けた受け具に吊り込み、背板下部の２か所を壁面にねじ止めすることで固定する吊り金具方式の吊り戸棚であった。○当該製品の吊り金具に使用された痕跡は認められず、壁面に受け具が取り付けられていなかった。○当該製品は、背面の横桟２本の両端（４か所）をねじ止めすることによってのみ壁面に固定されており、横さんが壁面に残った状態で脱落していた。○当該製品を設置した施工事業者は不明であった。●当該製品は、施工事業者が施工説明書で指示されている指定吊り具を使用せず、背面の横桟の両端をねじ止めすることによってのみ壁面に取り付けたため、使用時の荷重に耐えきれず、横桟が背板から外れて落下したものと推定される。　なお、施工説明書には、「指定の施工部品及びねじ類以外は使用しない。」旨、記載されている。 （Ｄ１）	(受付:2019/10/04)
A201900656 2019-1410 2019/07/20 （事故発生地） 愛知県	脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）	倉庫で当該製品を使用中、転落し、頭部を負傷した。 （重傷）	○使用者は、当該製品の伸縮脚を最大長に伸ばし、脚立天板から５３０mm上方の棚を清掃中に転落したとの申出内容であった。○当該製品は片側昇降面の伸縮脚２本が内側に変形していた。○伸縮脚の寸法、肉厚及び硬度に異常は認められなかった。○伸縮装置及び開き止め金具に異常は認められなかった。○同等品を横向きに倒し、片側昇降面の伸縮脚上に重りを落下すると、当該製品と同様に伸縮脚２本が内側に変形した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の伸縮脚の寸法及び強度に異常は認められないことから、使用中にバランスを崩して転落に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/21)
A201900676 2019-1427 2019/02/12 （事故発生地） 宮崎県	引戸	使用者（８０歳代）がトイレに設置されていた当該製品を開いたところ、転倒し、臀部を負傷した。 （重傷）	○使用者が右手で壁の手すりを持った状態で、左手で当該製品の引手を持って開いた際に、当該製品の１枚目と２枚目の扉が意図しない方向に離れ、後方に転倒した。○当該製品は、スライド式の扉２枚が連動する上吊式の引戸で、上部枠に走行レールがあり、下部に前後方向の揺れを固定するためのガイドレールを持つ構造であった。○当該製品の下端と床面の隙間寸法が過大に施工されていたこと及び２枚の引戸を連結するために引戸に取り付けられる連結金具が取り付けられていなかったため、引戸の前後方向に力が加わった場合、引戸が前後方向に動く状態であった。○正常に施工された類似品を確認した結果、引戸は前後方向に十分固定される構造であった。●当該製品に連結金具が取り付けられておらず、２枚の引戸下端が連結されていなかったこと及び引戸の下端と床面との隙間が規定よりも広かったことで、マグネットガイドピンが機能していなかったため、使用者が当該製品を開けた際に当該製品が前後方向に動き、バランスを崩して転倒したものと推定される。 （Ｄ１）	(受付:2019/10/23)

製品区分：　04.家具・住宅用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900678 2019-1437 2018/09/06 （事故発生地） 大阪府	介護ベッド用手すり	施設で使用者（９０歳代）が当該製品のヒンジ部に顎が引っ掛かった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。 （死亡）	○使用者は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）に入居しており、下肢が重度の浮腫（ふしゅ）で、他に慢性心不全、高血圧及び動脈硬化症を患っていた。○当該製品は、ベッド上での起き上がりやベッドからの立ち上がりを補助することを目的とした製品である。○当該製品は、ベッドの右頭側にアームを常時９０度開いた状態で固定されており、ベッドの脚側には転落防止用のサイドレールが設置されていなかった。○当該製品に変形、破損等の異常はなかった。○事故発生時に使用されていた介護ベッドとマットレスの型式は不明であるが、納入記録から当該製品との組合せに問題はなかったと推定された。○検視の結果、死因については内的要因と外的要因の両方が考えられ、特定できなかった。○ＪＩＳ Ｔ ９２５４「在宅用電動介護ベッド」は２００９年に改正されているが、当該製品は１９９５年に販売されたものであった。○事業者は、隙間の危険性について２００１年から継続して注意喚起を行っており、当該施設に対しても注意喚起と対策用の保護パーツ（アームスペーサー）を無償提供していたが、当該製品には使用されていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、何らかの要因で使用者の身体がベッドからずり落ちた際に使用者の顎が当該製品に引っ掛かったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/24)
A201900779 2019-1585 2019/10/08 （事故発生地） 新潟県	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	工事現場で当該製品を使用中、転落し、左肩を負傷した。 （重傷）	○使用者は、工事現場で当該製品を脚立状態で使用中、転倒し、左肩を負傷したとの申出内容であった。○当該製品の片側の支柱が、最下段踏ざん取付部で外側へ破断していた。○破断面端部に、材料の強度以上の引張荷重が作用した場合に生じる断面積の減少（ネッキング）が認められた。○破断面に疲労破壊の特徴を示すストライエーションは認められなかった。○ＳＧ基準（ＣＰＳＡ００１５「住宅用金属製脚立」）に基づき、同等品の天板、踏ざん及び支柱の耐荷重性試験を実施したところ、各部に異常は認められなかった。○支柱の肉厚及び硬度に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/08)
A201900809 2019-1634 2019/11/02 （事故発生地） 埼玉県	介護ベッド用手すり	使用者が当該製品のアームの上に首が乗っている状態で発見され、死亡が確認された。 （死亡）	○使用者は、当該製品のグリップ部上さんに意識不明の状態で首が横向きに乗っているところを発見され、その後、死亡が確認されたが、死因は不明であった。○当該製品の破損、変形等はなく、グリップ部ロック機構部及びグリップ部の開き動作にも異常は認められなかった。○グリップ部上さんに使用者の皮膚と思われる付着物が認められた。○当該製品と同等品に外観上の差異は認められなかった。○ＪＩＳ Ｔ ９２５４「在宅用電動介護ベッド」の規定を参考として、頭及び頸部の引き込まれ、グリップ外端とベッドボトムとの角度及びグリップとマットレスとの隙間についてそれぞれ確認したところ、異常は認められなかった。○当該型式品は、介護ベッド及び分割式サイドレールとのセットでＪＩＳ Ｔ ９２５４「在宅用介護電動ベッド」に関する認証を取得している。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/15)

製品区分：　04.家具・住宅用品

No. 0040

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900957 2019-1885 2019/11/27 （事故発生地） 兵庫県	雨戸	当該製品を開閉しようとしたところ、右手指を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品を開閉しようとした際に右手薬指が挟まり、第一関節から先の一部を欠損した。○当該製品は、本来の用途である雨戸としてではなく、母屋と離れの間にある空間の仕切りとして使用されていた。○使用者が当該製品を開閉する際に持った部位は、持ち手ではなかった。○使用者は２０１９年の夏頃に事故発生場所へ引っ越し、ふだんは当該製品を使用していなかった。○当該製品は、開発時に経年劣化を想定した開閉試験に合格しているが、雨戸ではなく仕切りとして使用した際の安全性試験は実施されていなかった。○当該製品は、使用者が指を挟んだ部位が折れていたが、事故発生時に折れたのか過去の使用時に折れたのかは不明である。○当該製品の開閉動作に異常は認められなかった。●当該製品は、開閉動作に異常は認められず、本来の用途である雨戸ではなく空間の仕切りとして使用されており、事故発生時に使用者が持ち手ではない部位を持って操作したため指を挟んだものと推定される。 （Ｅ１）	(受付:2019/12/20)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900219 2019-0610 2019/05/05 （事故発生地） 岩手県	自転車（サドル）	当該製品に乗車しようとしたところ、サドル部に右足をぶつけ負傷した。 （重傷）	○使用者は、これまで乗車時に足をサドルにぶつけることはなかったが、事故発生時、春先のため足が思ったほど上がらず、サドル後部を回し蹴りしてしまったとの申出内容であった。○当該製品のサドルは超軽量タイプのため、サドル後端はクッション性のある素材で覆われていない構造であった。○サドルのベース部分、カバー部の表側及び裏側に変形や傷等は認められず、舟線に変形等は認められなかった。●当該製品のサドルに異常は認められないことから、使用者が当該製品に乗車する際の注意不足により発生した事故と推定される。 （Ｅ２）	(受付:2019/06/24)
A201900284 2019-0746 2019/06/25 （事故発生地） 大阪府	電動アシスト自転車	使用者（７０歳代）が当該製品を使用中、右手指を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品から下車したところ、ハンドルが左方向に回転して倒れそうになったため、とっさに前かご部を持って支えた際、右手人差し指がバスケットブラケットとハンドルロックケースの間に挟まり骨折した。○前かごの最大積載重量は３ｋｇ以下であるが、事故発生時、約６ｋｇの荷物が積載されていた。○当該製品は、使用に伴う軽微な傷、サドルのがたつき等は認められたものの、可動部の動作に異常は認められなかった。○バスケットブラケットとハンドルロックケースの最小間隔は約７．５ｍｍで、事故状況を再現したところ、バスケットブラケットとハンドルロックケースの隙間に指が挟まった。●当該製品は、前かごに最大積載重量を超える６ｋｇの荷物が積載されていたため、バランスが崩れて倒れそうになった当該製品を使用者が支えた際にバスケットブラケットとハンドルロックケースの隙間に指が挟まったものと推定される。　なお、取扱説明書に、「前かごの最大積載重量は３ｋｇ以内である。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/07/19)
A201900359 2019-0895 2019/07/01 （事故発生地） 東京都	自転車	使用者（７０歳代）が当該製品を使用中、転倒し、左肩を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品で歩道を走行中、ハンドル（ヘッド部）の動きが悪く、左側へ転倒したとの申出内容であった。○使用者は、事故発生以前にヘッド部の動きに違和感があったため、ハンドルロックのロックレバーを販売店で外してもらったが、ヘッド部の違和感が残ったまま乗り続けていた。○当該製品に目立った外傷、変形等は認められなかったが、メインフレームのヘッド部にあるベアリングのリテーナーが変形及び破損し、ベアリングボールは摩耗して、大きさにばらつきがあり、形がいびつになっていた。○ハンドルロックのケースは破損していないが、ロックレバー等が外されており、サークルロックとは連動していなかった。○ハンドルロックを取り外すためには上玉押しを取り外す必要がある構造であり、ハンドルロック及び上玉押しを取り外すとリテーナーが容易に観察できる位置にあった。○ロックレバーを外した販売店は、リテーナーの変形及び破損を確認したか記憶になかった。●販売店が当該製品のメインフレームのヘッド部にあるベアリングのリテーナーの変形、破損等を見逃していたことでハンドルの旋回性が低下した状態であったため、使用者が当該製品で走行中にバランスを崩して転倒したものと推定される。 （Ｄ２）	(受付:2019/08/09)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900393 2019-0949 2018/09/25 （事故発生地） 東京都	自転車	当該製品で走行中、段差を乗り越えようとしたところ、バランスを崩し、転倒、左肩を負傷した。 （重傷）	○雨が降る中、当該製品で走行中、車道から歩道に入ろうと段差を乗り越えようとしたとき、後タイヤが段差を乗り越えられず転倒した。○後輪の回転は円滑で、車輪の振れはＪＩＳ基準を満たしていた。○後タイヤのトレッドに摩耗はなく、タイヤはリムに正常に装着されていた。○ＪＩＳ規格に基づく路上試験では、制動及び走行性に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/19)
A201900395 2019-0951 2019/07/14 （事故発生地） 東京都	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。 （重傷）	○使用者は当該製品で自宅を出発し、自宅前の市道を１０ｍ進んだときに当該製品のハンドルが動かなくなり、バランスを崩して左側に転倒したとの申出内容であった。○前かご左側面及び左ペダル側面に擦れ痕が認められた。○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに前輪の回転を阻害する異物の巻き込みによる損傷やその痕跡は認められなかった。○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。○ハンドルロック内部の上玉押しに破損、変形等はなく、ロックレバーと接触する位置に著しい接触痕は認められなかった。○ハンドルロックとサークルロックの動作は正常であった。○ハンドルロックとサークルロックを連動させる連動ワイヤーがサークルロック施錠時にアウターから突出する部分に被覆の損傷、屈曲等は認められず、摺動は円滑であった。○当該製品に乗車し、直進、スラローム、左右旋回、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/19)
A201900420 2019-1000 2019/07/19 （事故発生地） 千葉県	電動アシスト自転車	使用者（８０歳代）が当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。 （重傷）	○当該製品で走行中にふらつき、右側に転倒したとの使用者からの申出内容であった。○事故発生日は晴れで、当該製品に積載物がない状態で乾いた路面を走行していた。○使用者は事故発生以前から、当該製品での発進及び減速時にふらつきを感じていた。○当該製品のハンドル（ヘッド部）操作はスムーズで、回旋性に異常は認められなかった。○ハンドルグリップ、ブレーキレバー、前かご及びサドルの右側面に擦過痕が認められた。○ハンドルロックのケースは破損しておらず、ロックレバー及びばねに破損、変形等はなく、動作に異常は認められなかった。○ハンドルロックの上玉押しに目立った打痕、変形等は認められなかった。○ハンドルロックの連動ワイヤー及びサークルロックの動作に異常は認められなかった。○当該製品に乗車し、直進走行、スラローム走行、発進、減速及び停止を行ったが、転倒する要因は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/29)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900464 2019-1085 2019/08/24 （事故発生地） 広島県	電動車いす（ハンドル形）	当該製品を使用中、転倒しているところを発見され、病院へ搬送後、死亡が確認された。 （死亡）	○当該製品で走行中、道路脇の民家の塀に衝突して転倒し、弾みで使用者は頭を打った。○事故発生現場は道幅約５ｍの舗装された緩やかな左カーブの下り坂で、事故現場は下り坂の終了した平たんな道路で、段差、くぼみ等、当該製品の走行の障害になるようなものは認められなかった。○当該製品は右前側フェンダーが破損し、ハンドルを切るとタイヤとフェンダーが接触する状態であったが、電磁ブレーキ等の走行機能（走る、曲がる及び止まる）に異常はなく、監視機能にエラー履歴もなく、事故につながる不具合は認められなかった。○当該製品の動的安定性は、ＪＩＳＴ９２０８：２００９「ハンドル形電動車いす」で定められた条件のもとでの評価基準を満たしている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作等に異常が認められず、エラー履歴もないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/09)
A201900485 2019-1125 2018/03/18 （事故発生地） 神奈川県	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、転倒し、右腕を負傷した。 （重傷）	○使用者は当該製品で自宅を出発し、自宅近所の交差点の横断歩道を渡って右折する際に滑って転倒した。○前かご右側面及び右ペダル側面に擦れ痕が認められた。○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに前輪の回転を阻害する異物の巻き込みによる損傷やその痕跡は認められなかった。○前後タイヤに、異常な摩耗は認められなかった。○ハンドルロックのケースに破損は認められず、ハンドルロックとサークルロックの動作は正常であった。○ハンドルロックとサークルロックを連動させるための連動ワイヤーがサークルロック施錠時にアウターから突出する部分に被覆の損傷、屈曲等は認められず、摺動は円滑であった。○当該製品に乗車し、直進、スラローム、左右旋回、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。○当該製品は、ＢＡＡ基準に適合している。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/13)
A201900492 2019-1142 2019/09/03 （事故発生地） 福井県	電動車いす（ハンドル形）	使用者（８０歳代）が当該製品を使用中、側溝へ転落しているところを発見され、病院に搬送後、入院中に死亡した。 （死亡）	○事故発生時の詳細な状況は、確認できなかった。○当該製品に落下時の傷と考えられる正面の持ち手ハンドルのへこみや前かご等の樹脂カバーの外れが確認された。○走行テストを行ったところ、走る、曲がる及び止まるの動作に異常は認められなかった。○車両のコントローラー内部に故障の履歴は記録されていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/17)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900530 2019-1210 2019/09/15 （事故発生地） 福岡県	電動アシスト自転車	当該製品で上り坂を走行中、バランスを崩し、転落、負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品で急勾配の坂道を登坂中、アシストが停止して力を失い、車体をコントロールできなくなり転倒し、坂道左側の敷地に転落したとの申出内容であった。○前かご左前方、左ハンドルグリップ、左バックホーク、リヤキャリヤ左後ろ等に塗装の剥がれ及び擦り傷が認められた。○当該製品で坂道を含む一般道を６日間走行したが、アシスト機能が停止する事象は発生せず、変速機能等にも異常は認められなかった。○アシスト部のログに、坂道でのアシスト停止に関するエラーは記録されていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/30)
A201900533 2019-1213 2019/06/07 （事故発生地） 千葉県	折りたたみ自転車	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品で直線道路を走行中、前輪がロックして右側に転倒し、負傷した。事故発生時、ブレーキは掛けていないとの申出内容であった。○当該製品は、右ハンドルグリップエンド、前ブレーキレバー先端、右ペダル端部等に擦れ痕が認められたが、前ホーク、前泥よけ、スポーク等に変形及び破損は認められなかった。○ＪＩＳ及びＢＡＡに準拠した当該製品のブレーキ制動性能試験の結果、前ブレーキ単独はＢＡＡ基準を満たしていなかったが、後ブレーキ単独はＪＩＳ及びＢＡＡ基準を、前後ブレーキはＪＩＳ基準を満たしていた。○当該製品の走行性に異常は認められず、前輪がロックする事象は再現されなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/30)
A201900537 2019-1216 2019/08/13 （事故発生地） 東京都	電動アシスト自転車	使用者（７０歳代）が当該製品で下り坂を走行中、転倒し、左肩を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品で、雨でぬれている舗装された橋の下り坂の歩道をブレーキを掛けながら走行中、左側に転倒したとの申出内容であった。○前かごの左上部前方及び左右ペダル端部に擦れ痕が認められた。○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷及び痕跡は認められなかった。○ハンドル（ヘッド部）の回転は円滑で異常は認められなかった。○前後タイヤに著しい摩耗は認められなかった。○直進走行及びスラローム走行試験を実施した結果、走行性及びブレーキの制動に異常は認められなかった。○サークルロック及びハンドルロックに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/01)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900538 2019-1217 2019/02/23 （事故発生地） 兵庫県	自転車	当該製品で走行中、転倒し、臀部を負傷した。 （重傷）	○当該製品で走行中、歩道に乗り上げようとして転倒した。当該製品はハンドルが右に寄る異常があったとの申出内容であった○前泥よけステーが変形していたが、泥よけ体に変形は認められなかった。○前ホークに変形は認められなかった。○前輪及び後輪の回転に異常は認められなかった。○ヘッド部の下玉押しには、小さなベアリングのへこみ傷が付着していたが、実走行において、ハンドル操作に支障はなく、ハンドルが右に寄ることはなかった。○走行安定性及びブレーキ操作に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/01)
A201900539 2019-1218 2019/06/28 （事故発生地） 東京都	電動アシスト自転車	使用者（７０歳代）が当該製品をこぎ始めたところ、シートピンが右足に刺さり負傷した。 （重傷）	○当該製品のシートピンレバー先端は、樹脂キャップで覆われており、ＪＩＳの基準を満たしていた。○シートピンレバーが折り畳まれず、開いた状態になっていると、ペダルをこいだときにレバー先端が右ふくらはぎに当たる可能性が認められた。○折り畳まれたシートピンレバーは、走行時の振動や衝撃で開くことはなかった。○市販されている自転車のシートピンレバーの長さはおおむね８０～１１５mmであり、当該製品のシートピンレバーの長さは１１５mmであった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のシートピンに異常は認められないことから、シートピンレバーが開いた状態でこぎ始めにた際に、右ふくらはぎがレバー先端に当たりけがを負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/01)
A201900582 2019-1313 2013/07/28 （事故発生地） 大分県	自転車	子供（１１歳）が当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、前輪がロックし、転倒、両手首を負傷した。 （重傷）	○平たん路の歩道を走行中に、ハンドルを切ってブレーキを掛けた際に、前輪がロック後に一回転して転倒した。○当該製品の前かご、左右のハンドグリップ、ブレーキレバー及びペダルに外傷が認められ、左クランクには外側方向への変形が認められたが、前輪が前泥よけ等に干渉した痕跡は認められなかった。○車輪、前ホーク、前ブレーキ等に異常は認められなかった。○前ブレーキの制動力に、異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に前輪ロックにつながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/10)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900587 2019-1317 2017/07/15 （事故発生地） 岐阜県	自転車	当該製品で走行中、転倒し、左手首を負傷した。 （重傷）	○当該製品で走行中、道路の段差にタイヤが取られハンドルの操作が効かなくなり、転倒したとの使用者からの申出内容であった。○当該製品は、ハンドルロックとサークルロックが装備され、サークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される構造であった。○当該製品のハンドルロック、サークルロック、連動ワイヤー等に異常な痕跡は認められなかった。○当該製品の前泥よけ、前ホーク等に変形が認められたが、外力によるものと考えられた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、前ホークや前泥よけ等に外力による変形が認められ、道路の段差にタイヤが取られたとの使用者証言があることから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/10)
A201900592 2019-1322 2016/06/06 （事故発生地） 東京都	自転車	幼児（５歳）が当該製品にまたがろうとしたところ、バランスを崩し、転倒、手を負傷した。 （重傷）	○使用者が補助車輪を装着した当該製品にまたがろうとしたところ、バランスを崩し、転倒したとの申出内容であった。○補助車輪のブラケットのつめは左右ともフレームに接触しており、ナット、座金、泥よけステー、ブラケット及びフレームにすき間は認められず、正常に組み付けられていた。○当該製品は、補助車輪により自立することが可能であった。○１５ｋｇの重りをサドルに固定したときの補助車輪と地面との隙間を測定した結果、右側１３mm、左側１３mmとなり、取扱説明書に記載の基準値（約１０mm）と同程度であり、ＪＩＳＤ９３０２「幼児用自転車」及びＢＡＡの基準値（２５mm以下）を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しないものと推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/10)
A201900606 2019-1335 2017/06/03 （事故発生地） 高知県	折りたたみ自転車	当該製品を停車していたところ、転倒し、負傷した。 （重傷）	○当該製品に乗り、ほぼ止まった状態でハンドルに体重を掛けたところ、ハンドルが下がった感覚がして転倒したとの申出内容であった。○ハンドルバーとハンドルステムの固定に異常は認められなかった。○ハンドルステムとハンドルポストの固定に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/11)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900614 2019-1350 2014/05/26 （事故発生地） 京都府	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。 （重傷）	○使用者は、当該製品で走行中、ふだんどおり緩い上り坂が始まるところでアシストを「３（強モード）」に入れたところ、前輪が道のくぼみに引っ掛かったようになり、急に前輪が動かなくなり、体が当該製品の右斜め前に投げ出され、右肩から落ち、負傷したとの申出内容であった。○当該製品に軽微な外傷はあるものの、不具合の原因となるような著しい外傷はなく、ドライブユニットの下部に、擦れ傷や打痕は認められなかった。○ドライブユニットに異常履歴はなく、アシスト出力値は正常であり、部品の組み付け異常や断線等の不具合は認められなかった。○被験者３名が事故発生現場で当該製品の実走行試験を行い、くぼみに前輪が入るよう複数回走行したが、前輪が引っ掛かりモーターが作動するような状況は発生せず、前ブレーキにも前輪がロックするような急制動は認められず、事故発生時の状況は再現されなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/16)
A201900615 2019-1351 2011/04/28 （事故発生地） 京都府	電動アシスト自転車	使用者（７０歳代）が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。 （重傷）	○使用者は、当該製品に乗車中、アスファルトからコンクリート面へ切り替わる段差で、急にアシストしたためバランスを崩し、ハンドルがふらついて左側へ転倒した。事故発生時、ペダルに両足を乗せていたがこいでおらず、前方に障害となる車両や歩行者はなく、事故発生時以外は通常通り走行できたとの申出内容であった。○当該製品の前かご、前かごステー、前ハブ軸キャップ、ペダル及びクランクの左側に傷が認められたが、ドライブユニットに、擦れ傷、打痕、破損等は認められなかった。○ドライブユニットに異常履歴は記録されておらず、各部パーツに異常はなく、正常にアシストが機能する状態であった。○ＪＩＳ規格に基づき、高さ２５ｍｍの木片乗り越え試験を含む路上試験及び自転車操縦安定性試験を行った結果、いずれも異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/16)
A201900625 2019-1370 2013/07/07 （事故発生地） 広島県	自転車	当該製品で下り坂をブレーキを掛けながら走行中、ハンドルポストが抜け転倒し、対向してきた車に衝突、負傷した。 （重傷）	○ハンドルのぐらつき感を感じた当該製品の所有者から確認を依頼された使用者が、ハンドルが左右に振られぐらつくことを把握しながら走行した際、ハンドルステムが抜けて転倒した。○所有者によれば、以前はハンドルが固定されていたことから異常なく走行できていたとの申出内容であった。○ハンドルステムは、はめ合せ限界標識が見える位置でホークステムに固定されていた痕跡が認められた。○ハンドルステムは下端部が横方向に変形し、ホークステムに挿入できない状態であった。○前かご、前ホーク及び前輪は著しく変形しており、前方から大きな衝撃を受けた痕跡が認められた。●当該製品のハンドルステムがはめ合せ限界標識が見える位置で固定され、使用者がハンドルのぐらつきを把握しながら走行したため、ハンドル操作時にハンドルステムがホークステムから抜けて転倒したものと推定される。 （Ｅ１）	(受付:2019/10/17)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900657 2019-1411 2019/09/10 （事故発生地） 大阪府	歩行補助車	使用者（８０歳代）が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 （重傷）	○使用者は、当該製品を押して自宅から徒歩２、３分の場所にある歩道の段差（約１ｃｍ）を乗り越えようとした際、当該製品が折り畳まれて転倒したとの申出内容であった。○当該製品に破損等の異常は認められなかった。○プッシュプレートを軽く押し下げる又はハンドルに軽く体重を乗せるとロックが掛かった。○ロックが掛かる際に「カチッ」と音が鳴った。○ロックが掛かっていない状態で約１ｃｍの段差を乗り越えようとしたところ、当該製品が折り畳まれて前方へ転倒したが、ロックを掛けた状態では、折り畳まれなかった。●当該製品に異常は認められないことから、折り畳み防止のロックが正常に掛けられていない状態で使用者が段差を乗り越えようとしたため、当該製品が折り畳まれ、バランスを崩して転倒したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「確実にロックされていることを確認してから使用する。」、「ロックが不十分だと走行中に折り畳まれる恐れがある。」、「段差の手前では必ず一旦停止し、十分注意して慎重に乗り越える。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2019/10/21)
A201900668 2019-1419 2011/02/27 （事故発生地） 静岡県	自転車	当該製品で走行中、ブレーキを掛けたところ、前ホークが破断し、転倒、負傷した。 （重傷）	○当該製品は、前ホークの左右の足が肩部から約５ｃｍ下の位置で破断していた。○破断した前ホークをつなぎ合わせると、前方に大きく変形していた。○破断した右前ホーク足の前側には、しわが認められた。○破断面には疲労破壊の痕跡が認められたが、破断の原因となるような欠陥は認められなかった。○前ホークのパイプ材の肉厚に異常は認められなかった。○同型品の前ホークの動的強度は、ＢＡＡ基準を満たしていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前ホークに大きな外力が加わったため、亀裂が発生し、使用時の衝撃等により亀裂が進展し、最終的にブレーキを掛けた際に前ホークが後方に変形して、前輪タイヤ側面とブレーキブロックが接触し、前輪がロック状態になり、転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/23)
A201900670 2019-1421 2014/12/11 （事故発生地） 千葉県	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。 （重傷）	○当該製品で走行中、緩い左カーブを曲がろうとしたところ、突然転倒し、負傷したとの申出内容であった。○事故発生時、前かごにさほど重くない荷物を載せていた。○前かご、ブレーキレバー、ハンドルグリップ、ペダル及び自転車用幼児座席の各左側に外傷が認められた。○後輪のスプロケットからチェーンが外れていた。○チェーンの調整状況を確認したところ、チェーンのピッチに伸びが認められたが、適正範囲内であった。○被験者３名で、一般道１．５ｋｍを１０～２０ｋｍ/ｈで走行したところ、走行中にチェーンが外れることはなかった。○同等品のペダルを回転させながらチェーンの側面から力を加えたところ、後輪のスプロケットからチェーンが外れることが認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/23)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900685 2019-1444 2016/08/30 （事故発生地） 東京都	自転車用タイヤ	当該製品を装着した自転車で走行中、転倒し、右膝を負傷した。 （重傷）	○使用者が自転車で走行中、歩行者を避けようとして点字ブロックを越えた際、前輪がとられて転倒した。○当該製品のトレッド中央部パーティングラインは、全周残存していた。○トレッドに、滑りの要因となるような異物の付着は確認できなかった。○当該製品のリムラインは全周にわたりリムに対し均一であり、適正な嵌合状態であった。○トレッドに異常な摩耗はなく、接地面の痕跡の幅はショルダー部分に達していなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/25)
A201900689 2019-1448 2008/12/00 （事故発生地） 千葉県	自転車	使用者（７０歳代）が当該製品で走行中、ブレーキが効かず、転倒、右手指を負傷した。 （重傷）	○使用者が夜間に歩道を当該製品で走行中、歩行者がいたため避けようとしたがブレーキが利かず、車道に落ち、転倒して負傷したとの申出内容であった。○当該製品の前かご左前部が変形し、擦れた痕跡が認められた。○前ブレーキは、ブレーキレバーを握ると１／３程度隙間が生じた。○後ブレーキは、ブレーキレバーを握ると１／４程度が生じ、強く握るとハンドグリップに接触した。○当該製品を使用して、ＢＡＡ基準のブレーキ制動試験を実施したところ、前ブレーキ単独、後ブレーキ単独及び前後ブレーキを同時に操作した場合のいずれも基準を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のブレーキ制動性能に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/25)
A201900730 2019-1496 2011/03/04 （事故発生地） 千葉県	自転車	子供（７歳）を当該製品のリヤキャリアに乗せて走行中、子供の右足が後輪に巻き込まれ、負傷した。 （重傷）	○当該製品のリヤキャリヤに子供を直接座らせて走行中、子供の右足が後輪に巻き込まれたとの申出内容であった。○道路交通法によれば、自転車の二人乗りは、禁止されていた。●当該製品のリヤキャリヤに子供を乗せて走行したために、子供の足が後輪に巻き込まれたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/30)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900741 2019-1516 2013/11/14 （事故発生地） 群馬県	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、両膝を負傷した。 （重傷）	○当該製品で平たんな道を走行中、急に前ブレーキが掛かったようになり、前方に転倒したとの申出内容であった。○前輪は正常に回転する状態であった。○前ブレーキがわずかに前方に変形し、左側ブレーキブロックの前方が後方よりリムに近寄っていたが、前ブレーキの調整やブレーキワイヤー類に異常は認められなかった。○前ホークに異常な変形は認められなかった。○前輪のスポークは、数本に白い付着物が認められたが、変形等はなく、車輪の振れも前後輪ともに異常は認められなかった。○前かご、ハンドルグリップ、ブレーキレバー、ペダル等に外傷が認められた。○当該製品を平たん路及び坂道で実走し、前ブレーキの制動等を確認したが、前輪はロックせず、異常は認められなかった。○ハンドルロック及びサークルロックの作動等に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に前輪ロックにつながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/31)
A201900757 2019-1537 2017/04/27 （事故発生地） 東京都	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、段差を乗り越えようとしたところ、転倒、右肩を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品で走行中、なだらかな左カーブの前方に段差があり、ブレーキを掛けて減速し、段差を乗り越えた際にタイヤが滑って転倒し、右肩を負傷したとのことで、前タイヤが滑る感覚があり、過去にも同様な状況で何度も転倒し、１年前も手首を骨折しているとの申出内容であった。○メインフレーム等に目立った変形、破損等は認められなかった。○当該製品の前タイヤのトレッドは、ショルダー部近傍まで摩耗が生じており、タイヤ側壁にクラックが生じていた。○前タイヤに、トレッドの成形不良、異物の付着等は認められなかった。○後タイヤは、純正品ではないタイヤに交換されていた。○ハンドル（ヘッド部）にがたつき等の調整不良はなく、回転性は円滑であった。○当該製品を用いて惰行性試験及び実走行での段差の繰り返し乗降を行ったところ、走行に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/05)
A201900762 2019-1541 2014/09/08 （事故発生地） 神奈川県	電動アシスト自転車	子供を自転車用幼児座席に乗せて使用者が当該製品のスタンドを立て停車中、当該製品が転倒し、子供の右腕を負傷した。 （重傷）	○当該製品の両立スタンドを立てて停車させたところ、突然倒れ、リヤキャリヤに取り付けた自転車用幼児座席に乗せていた子供が受傷した。○両立スタンドに、破損や変形、ゆがみ等は認められなかった。○前かご、ブレーキレバー、ペダル及び自転車用幼児座席の右側に外傷があった。○両立スタンドの安定性を確認した結果、車体傾斜角度は左右ともに１０度であり、安定性に問題は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/06)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900816 2010-2654 2010/07/03 （事故発生地） 神奈川県	電動アシスト自転車	坂道で走行練習中、当該製品が後ろに下がり、ハンドルを切ったところ、転倒し、負傷した。 （重傷）	○使用者は、坂道（傾斜角８度）で再発進しようとしたところ後ろに下がり、慌ててハンドルを切ったところ、転倒したとの申出内容であった。○使用者は、当該製品を６月下旬に購入し、坂道で走行練習をしていた。○当該製品のメインフレームに大きな変形等はなかったが、後車体右に傷が認められた。○傾斜角４度の坂道を含む一般道を約５ｋｍ走行したところ、電動アシスト機能に異常は認められなかった。○事故発生現場と同様の坂道を走行したところ、ブレーキの制動性能に異常は認められなかった。○当該製品の横転限界角度の実測は１２度であり、事故発生現場の傾斜では乗員がいない状態でも自立できる範囲であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/19)
A201900919 2019-1824 2017/09/21 （事故発生地） 新潟県	自転車	当該製品で走行中、チェーンが外れ、転倒、腹部を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品で走行中に、変速が変わってしまい、前ギヤからチェーンが外れ、転倒したとの申出内容であった。○当該製品の変速機構の調整状態に異常は認められなかった。○チェーンは、交換目安の伸び状態であった。○スタンドを立てて、変速を繰り返したところ、チェーン擦れやチェーン外れの異常は確認できなかった。○変速を繰り返して走行したところ、チェーンは外れなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にチェーン外れに至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/12/10)
A201901074 2019-2099 2019/12/11 （事故発生地） 東京都	電動アシスト自転車	車両内で当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。 （火災）	○不燃ごみを回収中のごみ収集車の荷箱から発煙し、ごみ収集車荷箱内のごみ、当該製品のバッテリーパック等を焼損した。○当該製品のバッテリーパックの焼損は著しく、樹脂製外郭ケースの大部分が焼失し、型式等は確認できなかった。○バッテリーパック内部の円筒形リチウムイオン電池セルの焼損は著しく、外装缶に著しい変形が認められたほか、外装缶が開裂し、電極体が飛び出していた。○充電器に焼損は認められず、事業者名が印字された本体表示が確認できた。●当該製品のバッテリーパックが不燃ごみとして廃棄されていたため、ごみ収集車の反転板に押しつぶされ、バッテリーパック内部の円筒形リチウムイオン電池セルが内部短絡して異常発熱し、焼損したものと推定される。　なお、取扱説明書には、「リチウムイオン電池セルは、使用後の回収及び再資源化が義務づけられている。交換時、使用済みのバッテリーパックは、販売店にリサイクルをお願いする。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	(受付:2020/01/28)

製品区分：　05.乗物・乗物用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201901121 2007-4350 2007/07/10 （事故発生地） 東京都	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、右腕を負傷した。 （重傷）	○当該製品の前ブレーキ（キャリパブレーキカンチレバーV形）はブレーキワイヤーに装着しているワイヤーリード部分が左ブレーキクランクの受け金具から外れた状態であった。○前ブレーキワイヤーのインナーは右ブレーキクランクに確実に固定されており、緩みや変形等の異常は認められなかった。○外れていたワイヤーリード部を受け金具に装着し、ブレーキレバーや前ブレーキの操作及び作動性を確認した結果、異常は認められなかった。○前輪や前ブレーキ等の各部品の組立及び調整は良好で異常は認められなかった。○前輪のスポークや前ホーク足内側に異物が挟まって車輪をロックさせたような痕跡はなく、当該製品全体にも変形等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	（受付:2020/02/06）

製品区分：　06.身のまわり品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900043 2019-0136 2019/02/10 （事故発生地） 北海道	長靴	当該製品を履いて階段を下降中、転倒し、足を負傷した。 （重傷）	○使用者は、マンションのエントランスを出て、道路に面したタイル貼りのコンクリート階段を下降していたところ、転倒した。○事故発生当日は雪が降っており、気温は終日氷点下であった。○当該製品の靴底に、著しい摩耗、破損等の異常は認められず、同等品との差異は認められなかった。○同等品について、ＪＩＳＴ８１０６「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用し、耐滑性試験を行ったところ、ＩＳＯ／ＴＲ２０８８０：２００７の基本的要件（動摩擦係数が０．３０以上）を満足していた。○製品包装には、「路面や床面の材質、水ぬれ、砂、雪の有無によって滑ることがあるため、注意する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/04/15)
A201900206 2019-0589 2019/06/10 （事故発生地） 神奈川県	靴	当該製品を履いて歩行中、転倒し、右腕を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品を履いて移動中、雨でぬれたタイル調の歩道に差しかかったところ、左足を出したときに滑って転倒し、負傷した。○当該製品の靴底は、一般的な靴に使用される合成ゴム底であり、変形及び欠損は認められず、靴底の硬度に異常は認められなかった。○ＪＩＳＴ８１０６「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の靴底の湿潤状態（質量比９３％のグリセリン水溶液）におけるタイル上での動摩擦係数を測定したところ、差異は認められなかった。○ＪＩＳＴ８１０６「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の靴底の湿潤状態（蒸留水）におけるタイル上での動摩擦係数を測定したところ、差異は認められなかった。○取扱説明書には、「ぬれた路面（タイル床、金属部分、雪、氷）等では滑って転ぶおそれがある。」旨、記載されていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、同等品、類似品及び他社類似品の滑りやすさの傾向が同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/20)
A201900214 2019-0606 2019/06/01 （事故発生地） 山梨県	バッテリー（リチウムイオン、草刈機用）	施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201900215と同一事故） （火災）	○当該製品は、事故発生の約３６時間前から充電器に接続した状態であった。○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は焼失していた。○基板は大半の部品が脱落し、一部の銅箔パターンが焼失していたが、基材に局所的な焼損は認められなかった。○内蔵の円筒形リチウムイオン電池セル５個はいずれも電極体の大部分が焼失しており、１個に開裂が認められた。○当該製品を接続していた充電器は、当該製品との接続部を中心に焼損しており、基板上の過充電保護に使われていた制御用トランジスター付近に焦げが認められ、一部の部品が脱落し、平滑用コンデンサーの容量抜けが認められた。○不具合のある平滑用コンデンサーを実装した充電器で同等品を充電したところ、同等品に瞬間的な過電圧が継続して印加され、充電開始から１４時間後に同等品の電池セルから出火した。○当該製品は、各電池セルの過充電保護機能を有し、充電器と同様に制御用トランジスターが使われていた。●当該製品は、接続していた充電器に不具合があったため、過電圧が入力されて制御用トランジスターが短絡故障し、過充電保護機能が働かずに充電が継続し、過充電状態になった内蔵の円筒形リチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/06/24)

製品区分：　06.身のまわり品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900377 2019-0921 2019/07/14 （事故発生地） 新潟県	サンダル	施設の駐車場で当該製品を履いて歩行中、転倒し、左足指を負傷した。 （重傷）	○使用者は２０１７年に当該製品を購入し、事故発生までに１、２回ほど履いたことがあるが、脱げやすいと感じていたため、気を付けて履いていた。○美術館の駐車場に止めた車から降り、歩き始めて数歩で左足の当該製品が脱げてしまい、はだしの状態でレンガのような地面に着地した際に転倒した。○当該製品は、ヒール高さ６ｃｍで、つま先側のアッパーバンドが面ファスナーで調整でき、足首側の甲バンドがインソールとアウトソールの間で固定されているサンダルであり、同等品と外観上の差異は認められなかった。○当該製品のソール長さ、ヒール及びつま先のかえりの高さは、事業者の品質管理の許容範囲内であった。○使用者と足のサイズが同程度の３名の被験者が当該製品及び同等品を履いて歩行したところ、甲の高さが一番低い被験者は当該製品及び同等品ともに脱げやすい状態又は脱げたが、歩き方を変えるとその状況は改善された。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/08/15)
A201900563 2019-1275 2019/07/22 （事故発生地） 東京都	靴	使用者（７０歳代）が当該製品を履いて歩行中、転倒し、右肩を負傷した。 （重傷）	○使用者が当該製品を履いて、歩道から講堂の敷地内に踏み入れた際に、タイル状の路面で滑って転倒し、負傷したとの申出内容であった。○事故発生時の天候は晴れで、事故発生場所の舗装面は乾いた状態であった。○当該製品の靴底はゴム底であり、かかと部に軽度の摩耗が認められた。○ＪＩＳ Ｔ ８１０６「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品及び他社類似品の靴底の乾燥及び湿潤状態（蒸留水）におけるタイル上での動摩擦係数を測定した結果、著しい差異は認められなかった。○ＪＩＳ Ｔ ９２０１「手動車椅子」附属書Ｅ．３摩擦試験の方法を準用して、事故発生場所周辺の歩道及び講堂の敷地内の塗装材の動摩擦係数を測定したところ、講堂敷地内の塗装材の動摩擦係数は、講堂前の歩道の動摩擦係数より２４％低かった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/10/07)
A201900770 2019-1576 2019/10/17 （事故発生地） 東京都	靴	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左手首を負傷した。 （重傷）	○雨の日に当該製品を履いて歩行中、駅の改札手前で滑って転び、左手首を骨折したとの使用者からの申出内容であった。○当該製品の甲被に特段の破れ及び汚れは認められなかった。○ゴム製のつま先、側面及び靴底に多少の汚れ及び摩耗があるが、靴底の意匠に著しい摩耗、変形及び破損は認められなかった。○ＪＩＳ Ｔ ８１０６「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の靴底の乾燥状態及び湿潤状態（蒸留水）におけるステンレス板及びタイル上での動摩擦係数を測定したところ、著しい差異は認められなかった。○当該製品の靴底の材質について同等品との差異は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の滑りやすさの傾向が同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/07)

製品区分：　06.身のまわり品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900832 2019-1674 2019/10/19 （事故発生地） 神奈川県	靴	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左手首を負傷した。 （重傷）	○当該製品を履いて、駅のぬれたスロープを下る際に滑って転倒したとの使用者からの申出内容であった。○使用者は、事故当日に初めて当該製品を使用した。○当該製品の甲被に特段の破れ及び汚れは認められなかった。○ゴム製のつま先、側面及び靴底に汚れ及び摩耗はほとんどなく、靴底の意匠にも摩耗、変形及び破損は認められなかった。○ＪＩＳ Ｔ ８１０６「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の靴底の湿潤状態（蒸留水）におけるタイル上での動摩擦係数を測定したところ、著しい差異は認められなかった。○当該製品の靴底の材質は、同等品の材質と比較して差異は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の滑りやすさの傾向が同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/22)
A201900843 2019-1698 2019/10/14 （事故発生地） 不明	靴	当該製品を履いてエスカレーターに乗ったところ、転倒し、臀部を負傷した。 （重傷）	○雨の日に当該製品を履いて歩行中、エスカレーターに乗った途端滑って転倒したとの使用者からの申出内容であった。○当該製品の甲被に特段の破れ及び汚れは認められなかった。○ゴム製のつま先、側面及び靴底に多少の汚れ及び摩耗があるが、靴底の意匠に著しい摩耗、変形及び破損は認められなかった。○ＪＩＳ Ｔ ８１０６「安全靴・作業靴の耐滑試験方法」を準用して、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の靴底の乾燥状態及び湿潤状態（蒸留水）におけるステンレス板上での動摩擦係数を測定したところ、著しい差異は認められなかった。○当該製品の靴底の材質は、同等品の材質と比較して差異は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品、同等品、類似品及び他社類似品の滑りやすさの傾向が同等程度であり、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/11/26)
A201901099 2019-1873 2019/12/07 （事故発生地） 兵庫県	携帯電話機（スマートフォン）	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品から発煙する火災が発生した。 （火災）	○当該製品は背面ケースの外側に焼損及び破損は認められなかったが、内側のバッテリーパック組込位置の下部側に焼損が認められた。○角形リチウムイオン電池セルは、下部側が焼損し、電解液が噴出した痕跡が認められた。○電池セルは、負極銅箔の下部側に周期的な欠損箇所が認められた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○修理担当者は当該製品の輸入事業者が作成した修理手順書に記載された手順とは異なる方法でバッテリーパックを交換しようとしていた。●当該製品は、修理事業者がバッテリーパックを交換する際に、角形リチウムイオン電池セルを誤って損傷させたため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。 （Ｄ２）	(受付:2020/01/31)

製品区分：　07.保健衛生用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201800637 2018-1715 2018/11/14 （事故発生地） 愛知県	眼鏡（鼻パッド）	当該製品を使用していたところ、鼻パッドの接触部分に皮膚炎を発症した。 （重傷）	○眼鏡の鼻パッドを当該製品に交換して４日後、接触部分がかぶれたため病院で受診すると、接触性皮膚炎と診断された。○使用者が医療機関で当該製品のパッチテストを実施した結果、陰性であった。●当該製品のパッチテストの結果は陰性であり、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/01/18)
A201900465 2019-1086 2019/06/11 （事故発生地） 東京都	洗浄剤（床用）	使用者（８０歳代）が当該製品を使用して床を清掃したあと、転倒し、左手首を負傷した。 （重傷）	○自宅のフローリングに当該製品を塗布した数日から１週間後に、スリッパを履いた状態でフローリング上を歩行していたところ、滑って転倒し、負傷した。また、事故発生から１か月後、前回とは別の部屋で、スリッパを履いた状態で当該製品を塗布したフローリング上でかがんだところ、滑って転倒し、負傷したとの申出内容であった。○転倒した際に着用していたスリッパは同一であり、靴底の材質は不明であった。○当該製品及び同等品の成分分析を実施したところ、全体的な組成は類似しており、組成に異常は認められなかった。○同等品及び他社類似品を使用したフローリングの床の上を、靴底の材質が異なるスリッパを履いた被験者が歩行等の動作を行ったところ、同等品及び他社類似品ともに、スリッパの靴底の材質が化学繊維の場合、滑りやすくなる傾向が認められた。○同等品の標準使用量及び標準使用量を超える量をフローリングの床に塗布し、材質が異なるスリッパを履いた被験者が歩行等の動作を行ったところ、滑りやすさの傾向に差異は認められなかった。○同等品を塗布した直後及び１日が経過したフローリング上における化学繊維底のスリッパの動摩擦抵抗は塗布する前より高い値（滑りにくい）となり、７日が経過した動摩擦係数は、同等品を塗布する前と同じ値であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を使用してから事故発生日までの数日間は転倒しておらず、同等品及び他社類似品の滑りやすさの傾向が同等程度であり、同等品の塗布により滑りやすくなる事象も認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	(受付:2019/09/09)
A201900558 2019-1270 2019/08/12 （事故発生地） 東京都	洗浄剤	当該製品を使用中、左足に皮膚障害を発症した。 （重傷）	○使用者は、調理台の上に膝をついて換気扇を清掃していたところ、調理台の上に置いた当該製品の付け替え用容器を倒し、こぼれた内容液がズボンを通して左ひざ下付近に付着した。○内容液が皮膚に付着したため、洗い流す必要性を認識していたが、急いでいたため、清掃作業を約１０分間続けていたところ、痛みを感じた。○使用目的が同じで、同じ界面活性剤が使用されている同等品、類似品及び他社類似品のｐＨを調べたところ、差異は認められなかった。●使用者がアルカリ性の当該製品が左足に付着したことを認識しながら、すぐに水で洗い流さずに作業を継続したため、化学火傷を負ったものと推定される。　なお、本体には、「皮膚についたときはすぐに水で充分洗い流す。異常が残る場合は皮膚科に相談する。」旨、記載されている。 （Ｅ１）	(受付:2019/10/07)

製品区分：　08.レジャー用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900793 2019-1611 2019/05/22 （事故発生地） 群馬県	運動補助具	施設で当該製品を使用した数日後、体調が悪くなり、病院で受診したところ、負傷が確認された。 （重傷）	○使用者は、トレーニングジムでトレーナーの指導のもと、胸部及び腰囲に当該製品を装着した状態で上体回旋、足踏み、股関節の回旋、前後屈等のトレーニング後、振動器具を臀部に当てたところ、右臀部に痛みを感じた。数日間、ランニング及びなわとびで様子を見ていたが、痛みが悪化したため、診察を受けたところ、仙腸関節障害及び梨状筋症候群と診断されたとの申出内容であった。○当該製品を用いたトレーニング後に使用した振動器具は、１分間あたり２１００～４０００回振動する健康増進機器認定製品の振動器具であった。○使用者は当該製品を初めて用いたトレーニングの後、２回目（７日後）のトレーニング後に右臀部に痛みを感じたが、初回使用から２回目使用するまでの７日間に合計１２時間の車の運転及び７１ｋｍのトレイルランを完走していた。○使用者は１年前に直腸がんの手術歴があり、腰椎及び椎間板に持病があった。○当該製品及び同等品の外観並びにベルトを締め付ける操作に差異はなく、異常は認められなかった。○使用者を診察した医師が作成した診断書には、「仙腸関節障害を発症したことで梨状筋症候群を発症したもの。」旨、記載されていた。○仙腸関節障害の専門医によれば、仙腸関節障害は小さな外力で発症することもあり、発症すると瞬時に強い痛みが生じ、走ることも困難であるため、当該製品の使用と事故との因果関係は乏しいとのことであった。●当該製品の使用と負傷との因果関係が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	（受付:2019/11/12）
A201901236 2019-2392 2020/01/02 （事故発生地） 岐阜県	トレッキングポール	当該製品を使用して下山中、当該製品が破損し、転倒、負傷した。 （重傷）	○当該製品は、３本のアルミ製シャフトを使用する伸縮式トレッキングポールで、上段シャフト及び中段シャフトに樹脂製のカムレバー式長さ調節具が付いていた。○当該製品の下段シャフトに変形及び折損は認められなかったが、中段シャフトに付いているカムレバー式長さ調節具が折損し、下段シャフトが分離した状態であった。○同等品の下段シャフトをストップマーク位置で固定し、３点曲げ試験を行うと、下段シャフトが変形し、カムレバー式長さ調節具に折損は生じなかったが、ストップマークより先に伸ばして固定すると、曲げ強度が約１／４に低下し、当該製品と同様にカムレバー式調節具が折損し、下段シャフトが分離することを確認した。○当該製品はＳＧ基準を満たしていた。●当該製品は、使用者が下段シャフトをストップマークより先に伸ばして使用したため、カムレバー式調節具が折損したものと考えられる。　なお、取扱説明書には、「ストップマークを超えて使用しない。マークを超えると、強度が落ち危険である。」旨、記載されている。 （Ｅ２）	（受付:2020/03/18）

製品区分：　09.乳幼児用品

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品　　名	事　故　通　知　内　容	事　　故　　原　　因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201900056 2019-0161 2017/00/00 （事故発生地） 茨城県	乳幼児用リクライニング椅子	当該製品を使用中、乳幼児揺さぶられ症候群を発症した。 （重傷）	○使用者は、乳幼児揺さぶられ症候群と診断された。○使用者の家族によれば、「使用者が当該製品に寝ていたところ、使用者の姉（幼児）が激しくバウンシングしているのを見た。」との申出内容であった。○当該製品は、角度調節具が破損していたが、構造を支える主要な部品は破損していなかった。○乳幼児揺さぶられ症候群について詳しい医師に確認した結果、乳幼児揺さぶられ症候群は、乳幼児の身体を３．５Ｈｚ程度で激しく前後に動かさなければ発症せず、当該型式品を３．５Ｈｚでバウンシングさせるのは極めて困難であるとの見解であった。○人体ダミー（６か月ダミー）を載せて意図的に激しくバウンシングさせたところ、類似品は１秒間に１回（１Ｈｚ）程度バウンシングすることが確認できた。○同等品とみなした類似品及び他社類似品に人体ダミー（６か月ダミー）を載せた状態でバウンシングさせたところ、周波数及び振り幅に著しい差異は認められなかった。○警察によれば、使用者には骨折を含めた外傷が認められたこと、当該製品の破損が使用者の症状から想定される程度に比べ小さかったことから、当該製品の使用により乳幼児揺さぶられ症候群を発症したものではないと判断された。●乳幼児揺さぶられ症候群は、乳幼児の身体を３．５Ｈｚ程度で前後に動かすと発症する可能性があるが、当該型式品を３．５Ｈｚ程度でバウンシングさせることは極めて困難であるため、使用者が発症した乳幼児揺さぶられ症候群と当該製品との関連性は認められず、製品に起因しない事故と推定される。 （Ｆ２）	（受付:2019/04/18）